

登録喀痰吸引等事業者登録に関する手引き

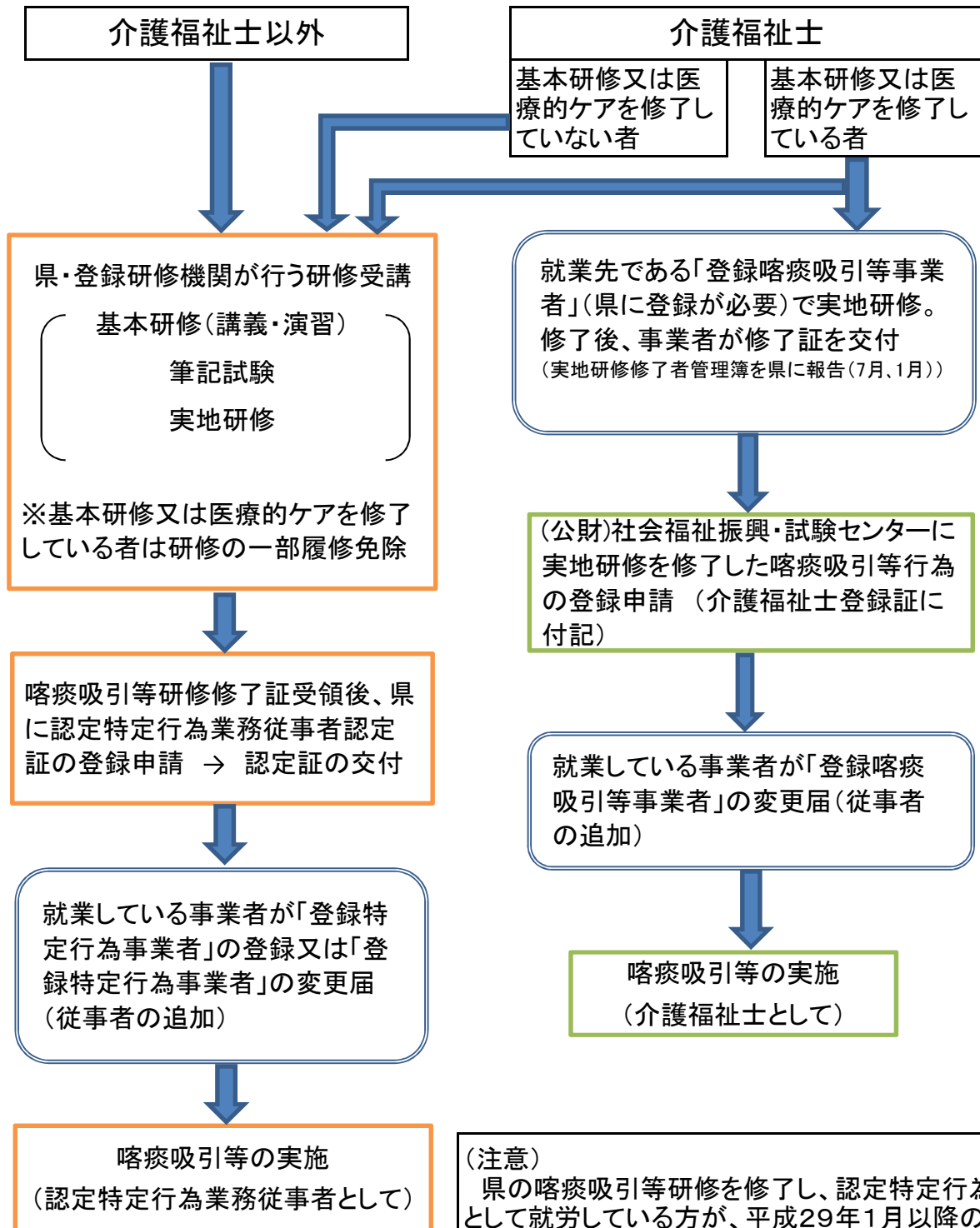
平成29年7月
(令和4年11月改訂)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

目 次

1	介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続きの流れ	1
2	登録喀痰吸引等事業者の登録申請について	2
1)	対象事業者	2
2)	新規申請様式	2
3)	登録基準	2
4)	登録のスケジュール	4
5)	変更申請等	4
6)	実地研修	4
7)	その他	6
3	様式	
1)	様式6-1～様式12	7
2)	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類の 適合要件該当書類チェックリスト	21
2)	実地研修実施方法書（参考例・参考様式）	26
3)	実地研修指導者評価票	37
4)	記載例（登録申請書、実地研修指導者評価票）	44
4	喀痰吸引等研修実施要綱について （平成24年3月30日社援発0330第43号厚生労働省通知）	47
5	青森県喀痰吸引等業務の登録申請等に関する要綱（事業者関係）	67

介護職員等が喀痰吸引等を実施するための手続きの流れ



(注意)
 県の喀痰吸引等研修を修了し、認定特定行為従事者として就労している方が、平成29年1月以降の介護福祉士国家試験に合格した場合は、喀痰吸引等の行為を

①引き続き「認定特定行為業務従事者」として行う。
 又は
 ②(公財)社会福祉振興・試験センターに登録申請し、実施可能な喀痰吸引等の行為を介護福祉士登録証に付記することで「介護福祉士」として行う。

のどちらかを選択することができます。

登録喀痰吸引等事業者の登録申請について

1 対象事業者

自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等（介護福祉士が行うものに限る。）の業務を行おうとする事業者（病院又は診療所は対象外）。

2 新規申請に必要な書類・様式

	提出書類	様式	頁
1	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書	様式6-1	7
2	登記簿	—	—
3	定款	—	—
4	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿	様式6-2	9
5	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書	様式6-3	10
6	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類	様式6-4	11
7	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類の適合要件該当書類チェックリスト	チェックリスト	21
8	指導看護師等名簿	様式10	18
9	喀痰吸引等実地研修業務方法書	参考例	33

※既に登録特定行為事業者の登録を受けている場合は、2から7までの提出書類は省略することができます。

3 登録基準

登録喀痰吸引等事業者の登録基準は、登録特定行為事業者の登録基準の他に、介護福祉士への実地研修実施方法の規程が必要となります。また、県が定める要件として損害賠償保険の加入及び指導看護師等の確保が必要となります。

(1) 法第48条の5第1項第1号で定める要件（医師、看護師等との連携確保）

- ①喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること
- ②利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること
- ③医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること
- ④医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること
- ⑤喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること
- ⑥緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること

(2) 法第48条の5第1項第2号で定める要件（喀痰吸引等の実施内容及び実施記録）

- ①喀痰吸引等の実地研修を修了した介護福祉士が業務を行うこと
- ②介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること
- ③安全委員会の設置が規定されていること
- ④安全性確保のための研修体制が確保されていること
- ⑤喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること
- ⑥衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること
- ⑦感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること
- ⑧喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること
- ⑨業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること

(3) 県が定める要件

実地研修を行う指導者は、青森県喀痰吸引等研修実施要綱に規定する指導看護師等と同等であること

（青森県喀痰吸引等研修（第一号、第二号研修）実施要綱）

指導看護師は、医師、保健師、助産師、看護師（准看護師は含まない。）としての臨床での実務経験を3年以上有する者で、かつ、次のいずれかに該当する者

- ① 平成23年度及び平成24年度に厚生労働省が実施した指導者講習を修了した者
- ② 平成23年度から青森県が実施した指導者講習の伝達講習を修了した者
- ③ 当該年度に青森県が実施予定の指導者講習の伝達講習を受講し、修了した者
- ④ 厚生労働省にあらかじめ届出を行った法人等が実施した医療的ケア教員講習会を受講し、修了した者

4 登録のスケジュール

登録手続きに時間がかかる場合がありますので、事業開始予定日の1か月程度前までに申請されることをお勧めします。申請された書類を審査し、申請を受理した後、登録喀痰吸引等事業者登録通知書を送付します。

5 変更申請等

登録後、登録した内容に変更が生じる場合は、下記の手続が必要です。

項目	提出書類	様式	頁
実施する喀痰吸引等の行為を追加する場合	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書	様式7	13
登録時に提出した書類の内容などに変更が生じた場合	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書	様式8	15
登録している喀痰吸引等行為の一部または全てについて、登録の必要がなくなった場合	登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書	様式9	17

6 実地研修

登録喀痰吸引等事業者では、平成29年1月以降の介護福祉士国家試験合格者や平成29年3月以降の介護福祉士養成施設卒業生である介護福祉士が実地研修を修了していない場合は、登録後、当該介護福祉士に対して実地研修を行うことができます（第3号研修は除く）。

ただし、実地研修は、受講者が就業する事業所において行うものであり、当該事業所に必要な行為のみ限ります。

実地研修は「喀痰吸引等研修実施要綱」（平成24年3月30日社援発 0330 第43号厚生労働省通知（P46））に基づき、公平かつ適切に実施してください。

（1）県が定める要件

損害賠償保険の加入後に実地研修を行うこと

（2）実地研修に必要な書類及び様式

実地研修を行う場合は、下記の様式及び参考様式を活用してください。

	項目	様式	頁
1	喀痰吸引等研修の実施に係る同意書	参考様式	31
2	喀痰吸引等指示書	参考様式	32

3	喀痰吸引等研修計画書	参考様式	33
4	喀痰吸引等研修実施状況報告書	参考様式	34
5	喀痰吸引等研修ヒヤリ・ハット・アクシデント報告書	参考様式	35
6	実地研修指導者評価票	別紙 3-1 ～3-6 (厚生労働省通知)	37
7	実地研修修了証	様式 1 1	19
8	実地研修修了者管理簿	様式 1 2	20

(3) 実地研修回数

行為	回数
口腔内の喀痰吸引	10回以上
鼻腔内の喀痰吸引	20回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	20回以上
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	20回以上
経鼻経管栄養	20回以上

※胃ろう20回以上、又は腸ろう20回以上であって、胃ろうと腸ろうを合わせて20回以上ではありません。

(4) 実地研修修了後の事業者の手続

登録喀痰吸引等事業者で実地研修を修了した場合は、実地研修修了証（様式11）を交付し、実地研修修了者管理簿（様式12）を作成してください。

実地研修修了者管理簿は、6月末と12月末までの間の修了証交付状況を当該翌月の10日までに県に提出が必要です（登録後、1回目の報告時のみ、実地研修に係る6（2）に掲げる全ての書類（写）を提出してください）。

実地研修修了証を交付された介護福祉士は、公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ登録手続を行い、介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為が記載されます。その後、登録喀痰吸引等事業者は、変更登録届出書（様式8（従事者の追加））を提出した後、喀痰吸引等行為を行うことができますこととなります。

(5) 書類等の保管

実地研修修了者管理簿は、各事業所において喀痰吸引等業務を廃止するまで保管し、その他の書類は5年間保管してください。

なお、登録喀痰吸引等事業者が喀痰吸引等業務を廃止した場合には、実地研修修了者管理簿等については、事業者の廃止後においても継続的に研修修了者等の修了証明を担保する必要があることから、当該事業者が作成した実地研修修了者管理簿は県に提出し、県が保管することとなります。

7 その他

(1) 各種様式等は、青森県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kakutankyuuinnto-toroku.html>

または県庁ホームページで「喀痰吸引等関係登録」で検索してください。

(2) 問合せ先

高齢福祉保険課 介護保険グループ

電話 017-734-9298

FAX 017-734-8090

受付番号

年 月 日

青森県知事 殿

申請者(法人等)

所在地

申請者(法人名等)

代表者名

登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務)について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

				事業所所在地市町村番号	
登録申請 する 事業所	フリガナ				
	事業所名称				
	事業所 所在地	(郵便番号 -)			
		(ビルの名称等)			
電話番号		※介護サービスの種類			
申請者	個人・法人の種類別			電話番号	
	代表者の 氏名、職名、 生年月日	フリガナ		生年月日	年 月 日
		氏名		職名	
実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為 (該当するものに○印)				事業開始予定年月日	
	1. 口腔内の喀痰吸引			年 月 日	
	2. 鼻腔内の喀痰吸引			年 月 日	
	3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引			年 月 日	
	4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養			年 月 日	
	5. 経鼻経管栄養			年 月 日	
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿				(様式6-2のとおり)	

- 備考1 「受付番号」「事業所所在地市町村番号」欄は記載不要です。
- 2 「個人・法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。
- 3 「実施する喀痰吸引等(特定行為)の行為」欄は該当する行為ごとに「○」を記載してください。
- 4 「事業開始予定年月日」欄は、該当する行為毎に事業の開始予定年月日を記載してください。
- 5 以下の添付資料をあわせて提出してください。

《添付書類》

(1) 設置者に関する書類

① 設置者が法人である場合（省令第26条の2第1項第1号関係）

- ア) 法人の定款 か 寄附行為
- イ) 登記事項証明書（原本）

② 申請者が個人である場合

住民票の写し（原本）（省令第26条の2第1項第2号関係）

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書
（省令第26条の2第1項第3号関係）（様式6-3）

(3) 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類
（省令第26条の2第1項第4号関係）（様式6-4）

(4) 資格証等

- ① 喀痰吸引等の業務に従事する介護福祉士においては、介護福祉士登録証の写し
- ② 認定特定行為業務従事者については、認定特定行為業務従事者認定証の写し
- ③ 看護師等の資格をもって喀痰吸引等業務を行う者については、免許証の写し

※ 備考6「介護サービスの種類」欄には、各事業所のサービス種別を記載してください。
（登録は、事業所・施設（サービス）ごとに必要ですので、御注意ください。）

【記載例】

- ・通所介護
- ・訪問介護
- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ・住宅型有料老人ホーム
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・通所リハビリテーション など

介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿

番号	氏名	介護福祉士登録証登録番号 /登録年月日	認定特定行為業務従事者認定証 登録番号/登録年月日	本籍(国・府)	生年月日	修了研修課程	対象者氏名(特定の者)	修了した実地研修 の種類	実地研修実施機関名称	修了年月日

- 備考 1 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください。
- 2 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。
- 3 「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1～5)を記載してください。
- 1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て；省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
- 2) 喀痰吸引等のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養；省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
- 3) 各喀痰吸引等行為の個別研修；省令別表第三号研修(特定の者対象)
- 4) 経過措置対象者
- 5) 介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者
- 4 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に対象者の氏名を記載してください。「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も同様に記載してください
- 5 「修了した実地研修の種類」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。
- ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引
④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤経鼻経管栄養
- ※1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その旨を合わせて記載してください。
- ※2. 経過措置の適用により「胃ろうまたは腸ろう」による経管栄養の特定行為については従事者の認定を受けた者であって、「胃ろう」のみの認定を受けているものはその旨を記載してください。
- 6 「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。

社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 住所

氏名 (法人にあつては名称及び代表者名)

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。(但し、申請者が法人である場合は、その役員等が該当しないことを誓約します。)

記

(社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の四)

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの。

(関連規定)

法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、精神保健福祉士法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法及び自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律の規定とする。

青森県知事

殿

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の2第1項第4号に規定する登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録要件に適合することを証する書類について下記のとおり、関係書類を添えて提出します。

申請者	フリガナ			
	事業所名称			
	事業所所在地		(郵便番号 -)	
			都 道	市 区
			府 県	町 村
			(ビルの名称等)	
電話番号		個人・法人の種別		
代表者の氏名・	フリガナ	生年月日	年 月 日	
職名・生年月日	氏名	職名		
要件	適合要件		該当書類名	
	1. 法第四十八条の五第一項第一号で定める要件（医師、看護師等との連携確保）			
	①喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること			
	②利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること			
	③医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること			
	④医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること			
	⑤喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること			
	⑥緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること			
	2. 法第四十八条の五第一項第二号で定める要件（喀痰吸引等の実施内容及び実施記録）			
	①喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと			
	②介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること			
	③安全委員会の設置が規定されていること			
	④安全性確保のための研修体制が確保されていること			
	⑤喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること			
⑥衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること				
⑦感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること				
⑧喀痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること				
⑨業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること				

備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。

2 「個人・法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を、個人である場合は「個人」と記載してください。

3 「要件」欄はそれぞれの適合要件について、以下の要領をふまえた資料を作成し、その書類名を「該当書類名」に記載してください。以下に記載する項目も含めて、「業務方法書」として一括した書類作成を行う場合には、「業務方法書」の名称及び該当ページ数を記載してください。

適合要件1-② 連携する予定の医療機関等について記載した資料を作成してください

適合要件2-② 「登録特定行為事業者」においては2-②の資料提出は不要のため「該当書類名」欄には「-（ハイフン）」を記載してください

適合要件2-③ 安全委員会の構成員及び、協議する内容と実施頻度等について記載した資料を作成してください

適合要件2-⑤ 備品の一覧表を作成してください

4 「該当書類名」に記載した書類及び、その他関連する資料がある場合は合わせて提出してください。

(様式7)

受付番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事業所の
 所在地 _____
 申請者 _____
 代表者名 _____

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項に定める特定行為業務）について、実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為を追加したいため、下記のとおり申請します。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）										
申請者	フリガナ									
	事業所名称									
	事業所所在地	(郵便番号 -) 都 道 市 区 府 県 町 村 (ビルの名称等)								
	電話番号									
実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為 (既に登録を受けている行為には「◎」を、新たに登録を受ける行為は「○」を付す)						事業開始（予定）年月日				
1. 口腔内の喀痰吸引						年 月 日				
2. 鼻腔内の喀痰吸引						年 月 日				
3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引						年 月 日				
4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養						年 月 日				
5. 経鼻経管栄養						年 月 日				
介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿						(様式6-2)				

- 備考1 「受付番号」欄は記載不要です。
 2 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 3 「実施する喀痰吸引等（特定行為）の行為」欄は、既に登録を受けている行為には「◎」を、新たに登録を受ける行為は「○」を、それぞれ左側の空欄に記載してください。
 4 「事業開始（予定）年月日」欄は、該当する行為ごとに事業の開始年月日（新たに登録を受けるものにあつてはその予定時期）を記載してください。
 5 以下の添付資料をあわせて提出してください。

※ 添付書類

- 1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（省令第26条の2第1項第4号関係）
（様式6-4）

- 2 その他（※1に記載されている場合は省略可。）
 - ・ 喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧
 - ・ 緊急時の体制に関する資料
 - ・ 記録等の整備状況に関する資料
 - ・ 実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）

(様式 8)

受付番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 (法人等)

所 在 地 _____

申請者 (法人名等) _____

代 表 者 名 _____

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に定める喀痰吸引等業務(登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項に定める特定行為業務)について、登録を受けた内容を変更するため、同法第48条の6第1項の規定に基づき届け出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）																				
変更登録 する 事業者	フリガナ																			
	事業所 名称																			
	事業所 所在地	(郵便番号 -)																		
		都 道 市 区						府 県 町 村												
電話番号																				
変更が発生する事項 (該当するものに○印)										変更内容の概要										
1. 設置者に係る事項										(変更前)										
①代表者氏名																				
②代表者の住所																				
③事業所の名称																				
④事業所の所在地																				
⑤法人の寄附行為又は定款																				
2. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録に係る事項										(変更後)										
①業務方法書																				
②喀痰吸引等を行う介護福祉士・認定特定行為業務従事者の名簿																				
③喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧																				
④指導看護師等の名簿																				
変 更 年 月 日										年 月 日										

- 備考1 「受付番号」欄は記載不要です。
- 2 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
 - 3 変更が発生する項目番号に「○」を記載してください。
 - 4 変更内容の概要について変更点がわかるように記載し、あわせて関連する資料の名称を記載してください。
 - 5 変更内容がわかる書類を添付してください。
名簿の変更においては、介護福祉士であれば登録証、
認定特定行為業務従事者であれば認定証、
看護師等であれば免許証、
指導看護師等であれば講習の修了証の写しをあわせて提出してください。

(様式 9)

受付番号	
------	--

年 月 日

青森県知事 殿

主たる事業所の
所在地
申請者
代表者名

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項に定める特定行為業務）について、次のとおり登録を辞退したいので届け出ます。

登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）									
申請者	フリガナ								
	事業所名称								
	事業所所在地	(郵便番号 -)							
		都 道 市 区				府 県 町 村			
	電話番号	(ビル of 名称等)							
登録を受けた年月日		年 月 日		登録を辞退する予定年月日		年 月 日			
登録を辞退する喀痰吸引等（特定行為）の行為		1. 口腔内の喀痰吸引							
		2. 鼻腔内の喀痰吸引							
		3. 気管カニューレ内部の喀痰吸引							
		4. 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養							
		5. 経鼻経管栄養							
登録を辞退する理由									
現在喀痰吸引等（特定行為）を受けている対象者に対する措置									

- 備考 1 登録を辞退する日の一月前までに届け出てください。
- 2 「受付番号」の欄には記載しないでください。
- 3 「登録喀痰吸引等事業者登録番号（登録特定行為事業者登録番号）」には、登録時に割り当てられた登録番号を記載してください。
- 4 登録を辞退する行為に「○」を記載してください。

(様式10)

指導看護師等名簿

事業者名 _____

氏名	指導講習等修了状況		
	資格	修了した講習等	講習等修了日

備考1 資格欄は、講師要件に係る資格(医師、助産師、保健師、看護師(准看護師は含まない))のみを記載してください。

備考2 修了した講習等には以下の該当する番号を記入してください。

①厚生労働省が実施した「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(指導者講習)」及び「平成24年度喀痰吸引等指導者講習(第1号、第2号研修指導者分)」

②青森県が平成23年度から実施した指導者講習の伝達講習

③青森県が当該年度に実施する伝達講習(受講予定の者のみ)

④厚生労働省にあらかじめ届出をおこなった法人等が実施した「医療的ケア教員講習会」

備考3 講習の修了証の写しを添付してください。

(様式 11)

第 (実地研修修了者管理簿の修了証番号) 号

実地研修修了証

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則 (昭和 62 年 12 月 15 日厚生省令第 49 号) 第 26 条の 3 第 2 項第 2 号に定める喀痰吸引等研修のうち下記のとおり実地研修を修了したことを証明します。

氏 名		生年月日	
実地研修を行った 登録喀痰吸引等事業者名			
登録喀痰吸引等事業者番号			
区分	修了の有無 (修了したものに○を記載すること)		
口腔内の痰吸引			
鼻腔内の痰吸引			
気管カニューレ内部の痰吸引			
胃ろう又は腸ろうの経管栄養			
経鼻経管栄養			

年 月 日

法人 (会社) 名

理事長 (代表者)

印

(様式 12)

実地研修修了者管理簿

事業者名

修了証 番号	氏名	生年月日	住所	研修開始 年月日	研修修了 年月日	実地研修 種別

- 備考 1 「修了証番号」は各事業者における各施設で任意の番号を記載してください。
 2 「実地研修種別」には実地した下記の特知行為の番号を記載してください。
 ① 口腔内の喀痰吸引 ② 鼻腔内の喀痰吸引 ③ 気管カニューレ内部の喀痰吸引
 ④ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 ⑤ 経鼻経管栄養
 3 「研修修了年月日」は実地研修修了証の交付日を記載してください。
 4 県への報告は、毎年6月末及び12月末までの間の交付状況を当該翌月の10日までに提出してください。
 5 県に報告する際は、喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の写しを添付してください。

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適当書類の適合要件該当書類チェックリスト

事業者名；		文書に規定すべきこと		該当書類名	ページ	条文	適合	作成する様式等	ページ	様式番号	適合	備考
1-①	喀痰吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けること	医師からの指示方法（文書によること） 具体的な指示の手順等を示した記載要領の整備等 指示内容に関する確認の方法 指示書の管理方法						指示書様式				医師の文書による指示については、対象者の希望、心身の状況等を踏まえて、以下の医学的観点に基づき、介護福祉士による喀痰吸引等の提供に際して、個別に指示を受けるものであること。 ① 介護職員等による喀痰吸引等の実施内容 ② 喀痰吸引等の実施内容 ③ その他、喀痰吸引等計画に記載すべき事項 また、文書による指示を行う医師については、施設の場合は配置医や嘱託医、在宅の場合は対象者の主治の医師等を特定して、対象者の身体状況の変化等にも継続的にも継続的に対応できるように努めること。
1-②	利用者の状態について医師、看護職員が定期的に確認すること	医師、看護職員の定期的な確認方法（どのように確認するか、頻度等を文書化すること） 医師、看護職員が確認した結果の対応方法（介護職員等が指導を受けること等を記載すること）						①施設 組織内部規程、組織図等 ②在宅 文書化された取り決め、契約等 （日常的な連絡・相談・報告体制、従事者、看護職員、医師の連絡体制）				医師又は看護職員による対象者の定期的な状態確認を行い、対象者の心身の状況に関する情報を共有し、喀痰吸引等の実施に際して介護福祉士等喀痰吸引等業務に従事する者と医療関係者との間の連携体制の確保と適切な役割分担を定めること。 ①施設 喀痰吸引等業務従事者と医療関係者が同一事業所内に配置されている場合は、施設内における配置医や配置看護職員と喀痰吸引等業務従事者及び施設長等の管理者の関与について、組織内部規程及び組織図等で定めておく等により担保を図ること。 ②在宅（居宅） 喀痰吸引等業務従事者及び当該従事者が従事する事業所の管理責任者、当該対象者への喀痰吸引等に関する訪問看護事業所（介護保険法第8条第4項の訪問看護を行う事業所）等の看護職員及び管理者並びに主治の医師等の間において、喀痰吸引等業務従事者から看護職員への日常的な連絡・相談・報告体制等の他、看護職員と医師、喀痰吸引等業務従事者と医師との連絡体制等についての取り決めの文書化などにより連携体制を構築すること。
1-③	医療従事者と介護職員とで適切な役割分担、情報連携が図られていること	個別の対象者ごとに作成することとなっているか。 具体的に医療従事者及び介護職員の役割分担を形成することとなっているか。 関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等が明記されているか。 医療従事者と介護職員それぞれの情報共有方法及び連絡窓口が明記されているか。										適切な役割分担については、喀痰吸引等を必要とする対象者ごとに、連携体制構築下における情報共有の方法、医療関係者による定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化についての取り決めの文書化により行うこと。

	文書に規定すべきこと	該当書類名	ページ	条文	適否	作成する様式等	ページ	様式番号	適否	備考
1-④ 医療従事者と連携のもと、利用者ごとの喀痰吸引等実施計画書を作成すること										
省令 26の3 I 3号	作成方法、施設内の承認過程 関係職種、対象者及びその家族等との共有方法 管理方法、管理期間 計画に変更が発生した際の計画書変更方法					喀痰吸引等実施計画書 様式				個々の対象者の希望及び心身の状況並びに医師の指示を踏まえ、実施する喀痰吸引等の内容等が適切かつ安全なものとして、当該喀痰吸引等計画書を作成した①喀痰吸引等業務従事者、②当該従事者の従事する施設又は事業所の管理責任者のほか、③医師及び④看護職員、⑤対象者及び⑥その家族等との認識の共有のもとで継続的に実施されていく必要があることに留意すること。 また、作成された喀痰吸引等計画書については、対象者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて適宜内容等の検証や見直しを行っていく必要があることに留意すること。
1-⑤ 喀痰吸引等実施報告書を作成し、担当医師に提出すること										
省令 26の3 I 4号	作成方法、施設内の承認過程、医師への報告手順、その他関係職種への情報共有方法 報告頻度 写しの管理方法、管理期間					喀痰吸引等実施報告書様式				喀痰吸引等を実施した日、実施内容、実施結果等を記載し、当該喀痰吸引等を実施している事業所又は施設の管理責任者、施設の場合においては配置看護職員、在宅の場合においては連携先の訪問看護事業所の看護職員への情報提供や確認も踏まえながら、指示を行った医師への報告と確認を行うこと。 なお、報告の頻度については、特に定めは設けないが、喀痰吸引等の提供が一定程度安定して行われている場合においては、当該事業所又は施設の報告体制に関する取り決め等に準拠し一定程度の頻度で行われること（例えば、施設の場合には毎月の定例会議、在宅の場合には喀痰吸引等の実施にかかわる関係者から成る定例会議等で報告を行うこと）、及び急変時における報告方法等の当該実施状況報告書に拠らない場合の報告手段について、連携確保及び役割分担に関する文書（省令第26条の3第1項第2号）を定めておくこと。
1-⑥ 緊急時における医療従事者との連絡方法が定められていること										
省令 26の3 I 5号	緊急時の対応方法（状況確認方法、措置方法、上位者への連絡手順） 連絡網					連携確保及び役割分担に関する取り決め				喀痰吸引等業務従事者が現に喀痰吸引等の業務に携わっているときに対象者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに医師又は看護職員へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならぬこととしたものであるが、連携確保及び役割分担に関する取り決め等は文書で定めておくこと。
2-① 喀痰吸引等の実地研修まで修了した介護職員等が業務を行うこと										
省令 26の3 II 1号	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿を整備すること 実地研修種別が記載されていること （看護職員等が介護職員として勤務する者にあつては、当該資格を有することの記載があること）※看護職員として実施する場合は、不要					名簿				

	文書に規定すべきこと	該当書名	ページ	条文	適否	作成する様式等	ページ	様式番号	適否	備考
2-② 介護福祉士への実地研修実施方法が規定されていること										
省令 26の3 II 2号	<p>実地研修実施方法に関する規程が作成されていること 実地研修結果の適正な審査について記載されていること 実地研修修了証を交付することが記載されていること 実地研修修了証の交付を受けた名簿を作成すること及びその書類を保存することが記載されていること 実地研修修了証の交付状況について、定期的に県に報告し、定期的に報告するものについて、定期的に県に報告するものであること。</p>				適否	業務方法書など			適否	<p>修得すべき知識及び技能について、医師、保健師、助産師又は看護師が当該行為に関し適切にその修得の程度を審査するものであること。 上記審査により、実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に対して、実地研修修了証を交付するものであること。 上記実地研修修了証を交付した場合には、当該実地研修修了証の交付を受けた介護福祉士の氏名、生年月日、住所及び交付年月日等を記載した帳簿を作成することともに、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存するものであること。 実地研修修了証の交付状況について、定期的に県に報告するものであること。</p>
2-③ 安全委員会の設置が規定されていること										
省令 26の3 II 3号	<p>安全委員会の設置規程 構成員一覧、役割分担 所掌事務 ① 当該委員会の設置規程に関すること ② 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施規程に関すること ③ 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施方針・実施計画に関すること ④ 当該事業所の喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況に関すること ⑤ 当該事業所の喀痰吸引等業務従事者等の教育等に関すること ⑥ その他、当該事業所の喀痰吸引等業務の実施に關して必要な事項に関すること 会議の実施頻度 管理項目に「喀痰吸引等業務の実施計画や実施状況」が含まれているか。 管理項目に「OJT研修」が含まれているか。 管理項目に「ヒヤリ・ハット等の事例蓄積、分析」が含まれているか。 管理項目に「備品及び衛生管理」が含まれているか。</p>				適否				適否	<p>喀痰吸引等の実施について医療関係者等との連携の下での安全確保体制を整備し、常時、適切な喀痰吸引等の業務が行われることを定めた。 ① 医師又は看護職員を含む者が構成される安全委員会の設置については、施設の場合においては施設長をはじめ、医師又は看護職員等の医療関係者、喀痰吸引等業務従事者を含む介護関係者から構成される安全委員会の設置を、在宅の場合においては、喀痰吸引等業務従事者及び当該事業者の従事者の訪問看護事業所の管理責任者、当該事業所の関係者等から構成される連携体制における定例会議（喀痰吸引等関係者会議）等のいずれも多職種から構成される場を設けること。 なお、既存の委員会等（例えば施設の場合においては、感染予防委員会、事故発生防止委員会等の委員会組織など、在宅の場合においては、当該登録喀痰吸引等事業者が定例的に参画しているサ―ビス担当者会議など）が設置運営されている場合において、満たすべき構成員等が確保されており、下記(ア)に示す所掌内容について実施が可能な場合においては、当該体制の活用により安全確保体制を構築しても差し支えないこと。 (ア)安全確保体制における具体的取組内容 (イ)安全委員会又は喀痰吸引等関係者会議（以下、「安全委員会等」という。）において、以下について取り決めること。 ・当該委員会又は喀痰吸引等関係者会議の設置規程に関すること。 ・当該事業所の喀痰吸引等業務の実施規程に関すること。 ・当該事業所の喀痰吸引等業務の実施方針・実施計画に関すること。 ・当該事業所の喀痰吸引等業務の実施状況・進捗状況の把握に関すること。 ・その他、当該事業所の喀痰吸引等業務の実施に關して必要な事項に関すること。 (ロ)安全委員会等の運用上の留意事項 安全委員会等の運用においては、以下の点に留意すること。 ・安全委員会等の管理及び運用を司る責任体制を明確にすること。 ・安全体制の確保を重視し適切かつ迅速な運用対応が行われるよう調整連絡を行う役割を明確に設けること。 ・研修対象者に対しても適切な喀痰吸引等の提供体制が速やかに構築できるよう、委員等の構成について随機変な対応がとれるよう留意すること。 ・安全委員会等の構築にあたっては、その構成員が所屬する機関の設置運営法人、地域の関係者、行政機関等についても、適宜、協力及び連携が図られるよう努めること。</p>

	文書に規定すべきこと	該当書類名	ページ	条文	適否	作成する様式等	ページ	様式番号	適否	備考
										② 喀痰吸引等の提供については、安全確保を徹底して行う必要があることから、喀痰吸引等業務従事者が介護福祉士であるか否かに関わらず、各登録喀痰吸引等事業者の業務に合わせた実践的な研修（いわゆるOJT研修等）の実施や、ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析を行うことは有効であることから、そのための体制整備を行うこと。加えて、登録喀痰吸引等事業者においては、喀痰吸引等の提供について賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、当該事業所において実施している喀痰吸引等についても対象となる損害賠償保険制度に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
2-④ 安全性確保のための研修体制が確保されていること										
省令 26の3 II 3号	特定行為に関するOJT研修の内容、研修対象者、実施頻度等を含む具体的な研修計画 実施の目的、ヒヤリ・ハット等の事例の収集方法や報告様式、具体的な分析体制									ヒヤリ・ハット 事例報告書様式
2-⑤ 喀痰吸引等実施のために必要な備品が備わっていること										
省令 26の3 II 4号	備品一覧、その使用目的が文書化されている。									それぞれの実業所において確保すべき備品等としての喀痰吸引等に必要な機械器具等の品名及び数量等については、下記の「登録喀痰吸引等事業者が備えておくべき備品等一覧」により、当該事業所等において行われる喀痰吸引等の提供業務に必要な備品を整備すること。 「登録喀痰吸引等事業者が備えておくべき備品等一覧」 吸引装置一式・・・適当数 経営栄養用具一式・・・適当数 処置台又はワゴン・・・適当数 代替機能を有する床頭台等でも可。 心臓蘇生訓練用器材一式・・・適当数
2-⑥ 衛生面を考慮した備品の管理方法が規定されていること										
省令 26の3 II 4号	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること									なお、同一の登録喀痰吸引等事業者が同一敷地内にある複数事業所において喀痰吸引等業務を行う場合には、事業所毎の喀痰吸引等に支障がない場合は、備品等の併用ができるものとする。また、喀痰吸引等業務の提供を受ける者が必要な備品等を所有している場合にはこの限りではない。
省令 26の3 II 4号	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること									省令第26条の3第2項第5号については、同項第4号の備品等についての衛生管理に努めることのほか、喀痰吸引等業務従事者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものであることから、特に感染症の発生を防止するための措置として、登録喀痰吸引等事業者は対象者間の感染予防及び喀痰吸引等業務従事者が感染源となることを予防するため、消毒・滅菌の徹底、必要に応じて使い捨て機材の活用を図るほか、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要があるとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
2-⑦ 感染症の予防、発生時の対応方法が規定されていること										
省令 26の3 II 5号	感染症を予防するための衛生管理方法が文書化されていること 感染症の発生が疑わしい場合の確認方法が文書化されていること 感染症発生時の対応方法及び、関係機関への連絡方法が文書化されていること									

	文書に規定すべきこと	該当書類名	ページ	条文	適否	作成する様式等	ページ	様式番号	適否	備考
2-⑧	啞痰吸引等実施に対する利用者、家族への説明、同意手順が規定されていること									
省令 26の3 II 6号	利用者もしくはその家族に対して、文書および口頭で説明を行い、説明内容については以下の事項を含むことが文書化されていること a) 提供を受ける特定行為種別 b) 提供を受ける期間 c) 提供を受ける頻度 d) 介護職員が特定行為を行うこと e) 提供体制 同意を受けた内容に変更が発生した場合に再度説明し、同意を得ることが文書化されていること 同意書の管理方法、期間が文書化されていること					同意書様式				啞痰吸引等計画書の内容として記載されている医師の指示、具体的な啞痰吸引等の手順、具体的な緊急時の対応手順などについて、対象者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行い、十分な安全確保が図られている中で実施されていることについて、対象者の理解、同意を得た上で実施すること。
2-⑨	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が規定されていること									
省令 26の3 II 7号	業務を通じて知り得た情報の秘密保持措置が文書化されていること									登録啞痰吸引等事業者に対して、過去に当該事業所の従業者であった啞痰吸引等業務従業者が、その業務上知り得た対象者又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、登録啞痰吸引等事業者は、当該事業所の啞痰吸引等業務従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約締結時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこと。 また、介護福祉士においては、法第46条においても守秘義務が課せられているので、登録啞痰吸引等事業者は従業者である介護福祉士に対しての旨についての周知等を徹底すること。

※ 「適否」は記入不要です。

※以下の参考例は、例示です。

※既に喀痰吸引等業務方法書その他必要事項を定めた規程を作成している事業所においては、この参考例記載の項目を参考に、適宜変更・修正してください。実地研修に関する項目を加筆し規定することも可能です。

※この参考例を活用し、方法書を作成する事業所においては、事業所の実情等に応じ、適宜記載内容を変更・修正してください。

(参考例)

(事業所名) 喀痰吸引等実地研修実施方法書

(目的)

第1条 この業務方法書は、(法人名)が開設する(事業所名)(以下「事業所」という。)において介護福祉士が喀痰吸引及び経管栄養(以下「喀痰吸引等」という。)の実地研修を実施するにあたり、喀痰吸引等の実地研修に関する関係者や関係機関等の具体的な内容について文書化し共有することで、一定程度以上の実地研修に関する基準を整備し、もって、安全かつ適正な提供体制の確保を図ることを目的とする。

(実地研修の実施)

第2条 実地研修は、喀痰吸引等に係る基本研修又は医療的ケアを修了し、かつ実地研修を修了していない介護福祉士(以下「研修受講者」という。)に対して行わせるものとする。

(連携体制及び役割分担等)

第3条 各職種の連携体制、役割分担等は以下のとおりとし、関係者は利用者ごとに体制を整備し、その役割に従い業務を実施する。

※**機関名称、関係者の氏名及び役職を記した書面を作成の上添付してください(新規申請のみ)**

職種	役割
管理者	<ul style="list-style-type: none">• 全体の統括• 安全委員会の招集• 喀痰吸引等の実地研修を受講する研修受講者の選任• 利用者・家族への説明、同意の取得• その他実施にあたって必要な事項の検討
医師(主治医・配置医)	<ul style="list-style-type: none">• 必要とされる喀痰吸引等の包括的指示• 利用者個々の疾患の診断・状況把握及び喀痰吸引等の必要性の判断• 看護職員及び介護職員に対する指導• その他、実施体制などに対する助言
看護職員(指導看護師)	<ul style="list-style-type: none">• 医師の指示に基づく喀痰吸引等実地研修の実施• 利用者個々の状態等の把握及び判断• 喀痰吸引等実施計画書の作成及び保管• 喀痰吸引等実地研修にかかる記録の作成及び保管• 医師との連携• 介護職員との情報共有• 利用者家族等との連携

	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職員に対する研修・指導 ・関係する他職種間の調整・連携 ・手順等必要事項の検討
介護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示に基づく喀痰吸引等実地研修の実施 ・利用者個々の状態等の把握 ・喀痰吸引等計画書の作成 ・喀痰吸引等実施記録の作成 ・看護職員との情報共有 ・利用者家族等との連携 ・喀痰吸引等に関する知識・技術の習得 ・手順等必要事項の検討
介護支援専門員 ・生活相談員	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者個々の症状等の状況の把握 ・喀痰吸引等実施計画書の作成及び保管 ・喀痰吸引等に関する知識の習得 ・手順等必要事項の検討 ・利用者家族等への説明・同意の手続き（連絡窓口） ・利用者家族等との連携 ・外部機関との連携
（管理）栄養士	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状態に合わせた栄養ケア計画の作成 ・栄養食事相談、栄養管理の実施 ・他職種との情報共有

（安全委員会の設置）

第4条 事業所は、介護福祉士による喀痰吸引等の実地研修に係る安全委員会を設置し、次の各号に掲げるとおり、喀痰吸引等の実地研修を安全かつ適正に実施するための体制を整備する。

- （1）安全委員会は、前条第1項に定める者及びその他管理者が必要と認める者（地域の関係者、行政機関等）をもって構成する。**（※既存の委員会等と兼ねることも可）**
- （2）安全委員会は、〇月に1回定期的に開催するとともに、必要に応じ随時開催し、会議の結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- （3）安全委員会は、次の事務を所掌する。
 - ア 設置規程に関すること
 - イ 喀痰吸引等実地研修の実施規程に関すること
 - ウ 喀痰吸引等実地研修の実施方針・実施計画に関すること
 - エ 喀痰吸引等実地研修の実施状況・進捗状況の把握に関すること
 - オ 喀痰吸引等実地研修者等の教育等に関すること
 - カ ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析に関すること
 - キ 備品及び衛生管理に関すること
 - ク 損害賠償保険の加入に関すること
 - ケ その他業務の実施に関して必要な事項

(研修体制の確保)

第5条 喀痰吸引等の実地研修を安全かつ適切に実施するため、喀痰吸引等実地研修を受講する介護福祉士に対し、テキスト等による履修の機会を設ける。

(利用者への説明及び同意)

第6条 研修受講者による喀痰吸引等実地研修の実施に際しては、あらかじめ対象となる利用者若しくはその家族に対して、実地研修の実施内容等（研修受講者が喀痰吸引等を行うこと、提供を受ける喀痰吸引等種別、提供を受ける期間、提供を受ける頻度、提供体制等）について説明を行い、喀痰吸引等に係る同意書（参考様式）により、利用者若しくはその家族の同意を得た上で実施するものとする。

2 同意を得た内容に変更が発生した場合は、再度文書及び口頭で説明の上、同意書により、同意を得る。

(医師からの指示)

第7条 事業所は、喀痰吸引等を必要とする利用者について、主治医（配置医）より利用者の希望及び心身の状況等を踏まえて研修受講者による業務の提供に際して個別に喀痰吸引等指示書（参考様式）により指示を受けるものとする。

2 医師の指示書の受領後、速やかに事業所管理責任者、指導看護師及び研修受講者で医師の指示内容を確認し、情報を共有する。

(実施計画書の作成)

第8条 看護職員及び研修受講者協同のもと、個々の利用者の希望及び心身の状況並びに医師の指示を踏まえた喀痰吸引等計画書（参考様式）を作成し、事業所管理責任者（及び主治医（配置医））承認の上、利用者若しくはその家族に対して説明を行うとともに、関係職種において情報を共有する。

2 利用者の心身の状況の変化や医師の指示等に基づき、必要に応じて計画の内容等の検証や見直しを行い、事業所管理責任者（及び主治医（配置医））承認のうえ、利用者若しくはその家族に対して説明を行う。

(利用者の状態確認)

第9条 医師又は看護職員は喀痰吸引等の実地研修の協力者ごとに期間を定め、定期的な状態確認を行い、研修受講者は利用者の状態に応じ、対応方法について医師又は看護職員からの指導を受ける。

(喀痰吸引等実地研修の実施)

第10条 研修受講者は、医師の指示書、喀痰吸引等実施計画書を事前に確認のうえ、指導看護師等の指示のもと、喀痰吸引等実地研修を実施するものとする。

(実施報告書の作成・提出)

第11条 研修受講者は、喀痰吸引等の実地研修を実施するごとに実施結果を喀痰吸引等研

修実施状況報告書（参考様式）に記載し、看護職員に報告する。看護職員は確認のうえ事業所管理責任者の承認を受け、指示を行った医師への報告及び確認を行うものとする。

- 2 医師への報告については、計画書に記載した利用者ごとの報告予定日に医師に報告することとする。その他の関係者にも情報提供し、情報の共有を図る。

（ヒヤリ・ハット事例の収集及び分析）

第12条 研修受講者は、喀痰吸引等の実地研修の実施にあたり、安全性確保のために、ヒヤリ・ハットの出来事が発生した場合は、喀痰吸引等研修ヒヤリ・ハット・アクシデント報告書（参考様式）を作成し、安全委員会において、定期的に分析し実施体制の評価・検証を行う。

（実地研修の評価）

第13条 指導看護師等は、実地研修実施の都度、行為毎に「実地研修指導者評価票」（別紙3-1～3-6）を記録するとともに、毎回研修受講者と振り返りを行い、研修受講者は次の実施研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の達成度を踏まえながら、指導を継続していく。

- 2 研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの規定以上の回数を実施した上で、「実地研修評価指導者評価票」のすべての項目について実地研修指導講師の評価結果が、厚生労働省が定める「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記のア及びイのいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し実地研修修了証の交付を行う

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度実施研修の全課程を受講させること。

ア 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。

イ 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

（実地研修修了証の交付等）

第14条 実地研修において修得すべき知識及び技能を修得した認められる者に対して、実地研修修了証（様式11）を交付するものとする。

- 2 実地研修修了証明書を交付した場合は、実地研修修了者管理簿（様式12）を作成し、喀痰吸引等業務を廃止するまで保存する。
- 3 実地研修修了証の交付について、6月末、12月末までの間の交付状況を当該月の翌月10日までに実地研修修了者管理簿により県に報告する。

（緊急時の対応方法）

第15条 実地研修受講者が喀痰吸引等の実地研修を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、緊急時対応マニュアルにより適切に対処する。**※緊急時対応マニュアル及び緊急時連絡網を（作成の上）添付してください（新規申請のみ）。**

- 2 喀痰吸引等実地研修の実施において賠償すべき事態が発生した場合は、当該事業所の加入する損害賠償保険で対応する。

(備品等の確保及び管理)

第16条 事業所は、喀痰吸引等実地研修の提供にあたり必要な備品を、次のとおり整備する。

品名	数量	備考
吸引装置一式	○セット	
経管栄養用具一式	○セット	
処置台又はワゴン	○台	
心肺蘇生訓練用機材一式	○セット	
※その他必要な備品を追記		

2 事業所は、喀痰吸引等実地研修の提供に必要な備品の管理について、衛生面を考慮し、管理責任者を定め、常に清潔な状態で管理する。(管理責任者：○○ ○○)

(感染症の予防、対処方法等)

第17条 事業所管理責任者は、従業員の清潔の保持時および健康状態について、必要な管理を行う。事業所内での感染の予防、感染症発生時の対応については、感染予防及び感染症発生時の対応マニュアルによるものとする。

※感染症予防及び感染症発生時の対応マニュアル及び発生時の連絡網を(作成の上)添付してください(新規申請のみ)。

(秘密保持等)

第18条 実地研修に携わる者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

(関係書類の管理、保存)

第19条 喀痰吸引等業務に関する関係書類は利用者ごとのファイルを作成し、施錠できるロッカーで適切に管理する。

2 関係書類は5年間保存する。ただし、実地研修修了者管理簿は永年保存する。

3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

この実地研修実施方法書は、○○年○○月○○日から施行する。

(参考様式)

喀痰吸引等研修の実施に係る同意書

下記の内容について十分な説明を受け内容を理解したので、喀痰吸引等研修の実施に同意いたします。

喀痰吸引等（特定行為） の種別	口腔内の喀痰吸引 鼻腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養（滴下・半固形） 腸ろうによる経管栄養（滴下・半固形） 経鼻経管栄養	
提供を受ける期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
提供を受ける頻度		
提 供 体 制	事業所名称	
	事業所責任者氏名	
	事業所担当者氏名	
	指導看護職員氏名	
	担当医師氏名	

同意日 年 月 日

住 所
氏 名

署名代行者

私は、本人の意思を確認し署名代行いたしました。

代行者住所

代行者氏名

本人との関係

事業所名

事業所住所

代表者名

(参考資料)

喀痰吸引等指示書

標記の件について、下記の通り指示いたします。

指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

事業者		事業者種別						
		事業者名称						
対象者	氏名	生年月日		明・大・昭・平	年	月	日	
	住所						電話 ()	—
	要介護認定区分	要支援 (1 2)		要介護 (1 2 3 4 5)				
	障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
	主たる疾患(障害)名							
実施行為種別		口腔内の喀痰吸引 ・ 鼻腔内の喀痰吸引 ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろうによる経管栄養 (滴下・半固形) ・ 腸ろうによる経管栄養 (滴下・半固形) ・ 経鼻経管栄養						
指示内容	具体的な提供内容							
	喀痰吸引 (吸引圧、吸引時間、注意事項等を含む)							
	経管栄養 (栄養剤の内容、投与時間、投与量、注意事項等を含む)							
	その他留意事項 (介護職員等)							
その他留意事項 (看護職員)								
(参考) 使用医療機器等	1. 経鼻胃管		サイズ : _____ Fr、種類 :					
	2. 胃ろう・腸ろうカテーテル		種類 : ボタン型・チューブ型、サイズ : _____ Fr、_____ cm					
	3. 吸引器							
	4. 人工呼吸器		機種 :					
	5. 気管カニューレ		サイズ : 外径 _____ mm、長さ _____ mm					
	6. その他							
緊急時の連絡先								
不在時の対応法								

- ※1. 「事業者種別」欄には、介護保険法、障害者総合支援法等による事業の種別を記載すること。
- ※2. 「要介護認定区分」または「障害程度区分」欄、「実施行為種別」欄、「使用医療機器等」欄については、該当項目に○を付し、空欄に必要事項を記入すること。

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

機関名
住所
電話
(FAX)

医師氏名

(登録喀痰吸引等事業者の長) 殿

(参考様式)

喀痰吸引等研修計画書

作成者氏名		作成日	
承認者氏名①		承認日	
承認者氏名②		承認日	

基本 情報	対 象 者	氏 名		生年月日				
		要介護認定状況	要支援 (1 2)		要介護 (1 2 3 4 5)			
		障害程度区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
		障 害 名						
		住 所						
	事 業 所	事業所名称						
		担当者氏名						
		管理責任者氏名						
	指導看護職員氏名							
	担当医師氏名							

業 務 実 施 計 画	計 画 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
	目 標						
	実 施 行 為	実施頻度/留意点					
	口腔内の喀痰吸引						
	鼻腔内の喀痰吸引						
	気管カニューレ内部の 喀痰吸引						
	胃ろう又は腸ろうによ る経管栄養						
	経鼻経管栄養						
	結果報告予定年月日	年 月 日					

(参考様式)

喀痰吸引等研修実施状況報告書

基本情報	氏名		生年月日		
	対象者	要介護認定状況	要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)		
		障害程度区分	区分1	区分2	区分3 区分4 区分5 区分6
		住所			
	事業所	事業所名称			
		担当者氏名			
		管理責任者氏名			
	指導看護職員氏名				

業務実施結果	実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
	実施日 (実施日に○)	(喀痰吸引)	年 月	(経管栄養)	年 月
			1 2 3 4 5 6 7		1 2 3 4 5 6 7
			8 9 10 11 12 13 14		8 9 10 11 12 13 14
			15 16 17 18 19 20 21		15 16 17 18 19 20 21
			22 23 24 25 26 27 28		22 23 24 25 26 27 28
			29 30 31		29 30 31
	実施行為	実施結果		特記すべき事項	
	喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引			
		鼻腔内の喀痰吸引			
気管カニューレ内部の喀痰吸引					
経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養				
	経鼻経管栄養				

上記のとおり、喀痰吸引等の業務実施結果について報告いたします。

年 月 日

事業者名

責任者名

〇 〇 〇 〇 殿

(参考様式)

喀痰吸引等研修ヒヤリ・ハット・アクシデント報告書

報告者状況	事業所名称	
	介護職員氏名	
	管理責任者氏名	
被報告者状況	事業所名称	
	指導看護職員氏名	

発生日時	年 月 日 (曜日)	午前・午後	時 分頃
発生場所	<input type="checkbox"/> ベッド上 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> その他(具体的に)		
対象者	氏名 : (男・女)	年齢 :	
	当日の状況		

出来事の情報 (1連の行為につき1枚)			
行為の種類	【喀痰吸引】 ①人工呼吸器の装着の有無 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ②部位 (<input type="checkbox"/> 口腔 <input type="checkbox"/> 鼻腔 <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内) 【経管栄養】 (<input type="checkbox"/> 胃ろう <input type="checkbox"/> 腸ろう <input type="checkbox"/> 経鼻経管)		
第1発見者 (○は1つ)	<input type="checkbox"/> 記入者自身 <input type="checkbox"/> 記入者以外の介護職員 <input type="checkbox"/> 指導看護職員 <input type="checkbox"/> 指導看護職員以外の看護職員	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 介護支援専門員	<input type="checkbox"/> 家族や訪問者 <input type="checkbox"/> その他 ()
出来事の発生状況	※誰が、何をを行っている際、何を、どのようにしたため、対象者はどうなったか。		
医師への報告	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
指導看護職員への報告	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり		
出来事への対応	※出来事が起きてから、誰が、どのように対応したか。		
救急救命処置の実施	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的な処置 :)		

実地研修 指導者評価票 《喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を行った
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を行った(その場では見過ごせないレベル)
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

回数		()回目	()回目	()回目	()回目	()回目	
月 日		/	/	/	/	/	
時 間							
ケア実施対象者							
実施手順	評価項目	達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)					
準備	1 医師の指示等の確認を行う						
	2 手洗いをを行う						
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する						
	4 必要物品を利用者のもとに運ぶ						
実施	5 利用者に吸引の説明をする						
	6 吸引の環境・利用者の姿勢を整える						
	7 口腔内・鼻腔内を観察する						
	8 手袋の着用またはセッシを持つ						
	吸引の実施	9 吸引チューブを清潔に取り出す					
		10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する					
		11 (浸漬法の場合)吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く					
		12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する					
		13 吸引チューブの先端の水をよく切る					
		14 利用者に吸引開始について声かけをする					
		15 適切な吸水圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する					
		16 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する					
		17 吸引チューブを静かに抜く					
		18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く					
		19 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす					
		20 (セッシを持っている場合)セッシを戻す					
		21 吸引器の電源を切る					
		22 吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す					
		23 手袋をはずす(手袋を使用している場合)					
		24 利用者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える					
		25 吸引物及び利用者の状態を観察する					
	26 利用者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する						
	27 手洗いをする						
	報告	28 吸引物及び利用者の状態を報告する					
		29 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)					
	片付け	30 吸引びんの排水量が70%~80%になる前に排水を捨てる					
		31 使用物品を速やかに後片づけまたは交換する					
記録	32 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録しておく						
「評価:ア」の個数 計							

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者)》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

		回数	()回目	()回目	()回目	()回目	()回目	
		月 日	/	/	/	/	/	
		時 間						
		ケア実施対象者						
実施手順	評価項目	達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)						
準備	1 医師の指示等の確認を行う							
	2 手洗いをを行う							
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する							
	4 必要物品を利用者のもとの運ぶ							
実施	5 利用者に吸引の説明をする							
	6 吸引の環境・利用者の姿勢を整える							
	7 口腔内・鼻腔内を観察する							
	8 手袋の着用またはセッシを持つ							
	吸引の実施	9 吸引チューブを清潔に取り出す						
		10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する						
		11 (浸漬法の場合)吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く						
		12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する						
		13 吸引チューブの先端の水をよく切る						
		14 利用者に吸引開始について声かけをする						
		15 口鼻マスクまたは鼻マスクをはずす (注)						
		16 適切な吸水圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する						
		17 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する						
		18 吸引チューブを静かに抜く						
		19 口鼻マスクまたは鼻マスクを適切に戻す (注)						
		20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く						
		21 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす						
		22 (セッシを持っている場合)セッシを戻す						
		23 吸引器の電源を切る						
		24 吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す						
		25 手袋をはずす(手袋を使用している場合)						
		26 利用者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える						
		27 人工呼吸器が正常に動作していること・口鼻マスクまたは鼻マスクの装着感が通常どおりであることを確認する						
	28 吸引物及び利用者の状態を観察する							
	29 利用者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する							
	30 手洗いをする							
報告	31 吸引物及び利用者の状態を報告する							
	32 人工呼吸器が正常に動作していること・口鼻マスクまたは鼻マスクの装着感が通常どおりであることを報告する							
	33 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)							
片付け	34 吸引びんの排液量が70%~80%になる前に排液を捨てる							
	35 使用物品を速やかに後片づけまたは交換する							
記録	36 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録しておく							
「評価:ア」の個数 計								

(注)個人差があり、順番が前後することがある。

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(通常手順)》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

		回数	()回目	()回目	()回目	()回目	()回目	
		月 日	/	/	/	/	/	
		時 間						
		ケア実施対象者						
実施手順	評価項目	達成度	指導者の評価 (ア～エのいずれか)					
準備	1 医師の指示等の確認を行う							
	2 手洗いをを行う							
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する							
	4 必要物品を利用者のもとに運ぶ							
実施	5 利用者に吸引の説明をする							
	6 吸引の環境・利用者の姿勢を整える							
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態を観察する							
	8 手袋の着用またはセッシを持つ							
	吸引の実施	9 吸引チューブを清潔に取り出す						
		10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する						
		11 (浸漬法の場合)吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く						
		12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する						
		13 吸引チューブの先端の水をよく切る						
		14 利用者に吸引開始について声かけをする						
		15 適切な吸水圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する						
		16 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する						
		17 吸引チューブを静かに抜く						
		18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く						
		19 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす						
		20 (セッシを持っている場合)セッシを戻す						
		21 吸引器の電源を切る						
		22 吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する						
		23 手袋をはずす(手袋を使用している場合)						
		24 利用者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える						
		25 吸引物及び利用者の状態を観察する						
	26 利用者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する							
	27 手洗いをする							
報告	28 吸引物及び利用者の状態を報告する							
	29 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)							
片付け	30 吸引びんの排液量が70%~80%になる前に排液を捨てる							
	31 使用物品を速やかに後片づけまたは交換する							
記録	32 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録しておく							
「評価:ア」の個数 計								

※気管カニューレ内部の吸引については、無菌的に操作することが必要であり、吸引チューブを再利用せず一回ごとに未開封の吸引チューブを使用することが望ましい。
 そのため、上記「吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す」の評価項目については、「単回使用の場合は吸引チューブを破棄する」として評価する。

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者)》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。

※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

回数	()回目	()回目	()回目	()回目	()回目
月 日	/	/	/	/	/
時 間					
ケア実施対象者					

実施手順	評価項目	達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)				
準備	1 医師の指示等の確認を行う					
	2 手洗いをを行う					
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する					
	4 必要物品を利用者のもとに運ぶ					
実施	5 利用者に吸引の説明をする					
	6 吸引の環境・利用者の姿勢を整える					
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態、人工呼吸器の作動状況等を観察する					
	8 手袋の着用またはセッシを持つ					
	9 吸引チューブを清潔に取り出す					
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する					
	11 (浸漬法の場合)吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く					
	12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する					
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る					
	14 利用者に吸引開始について声かけをする					
	15 人工呼吸器のコネクターをはずす					
	16 適切な吸水圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する					
	17 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する					
	18 吸引チューブを静かに抜く					
	19 人工呼吸器のコネクターを元に戻す					
	20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く					
	21 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす					
	22 (セッシを持っている場合)セッシを戻す					
	23 吸引器の電源を切る					
	24 吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する					
	25 手袋をはずす(手袋を使用している場合)					
	26 利用者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える					
	27 人工呼吸器が正常に作動していることを確認する					
	28 吸引物及び利用者の状態を観察する					
	29 利用者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する					
	30 手洗いをする					
報告	31 吸引物及び利用者の状態を報告する					
	32 人工呼吸器が正常に動作していることを報告する					
	33 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)					
片付け	34 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる					
	35 使用物品を速やかに後片づけまたは交換する					
記録	36 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録しておく					
「評価:ア」の個数 計						

※気管カニューレ内部の吸引については、無菌的に操作することが必要であり、吸引チューブを再利用せず一回ごとに未開封の吸引チューブを使用することが望ましい。そのため、上記「吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す」の評価項目については、「単回使用の場合は吸引チューブを破棄する」として評価する。

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《経管栄養 胃ろうまたは腸ろう》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名		
本票ページ数	頁 /	頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

		回数	()回目	()回目	()回目	()回目	()回目
		月 日	/	/	/	/	/
		時間					
		ケア実施対象者					
実施手順	評価項目		達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)				
実施 準備	1	医師の指示等の確認を行う					
	2	手洗いを行う					
	3	必要な物品を準備する					
	4	指示された栄養剤(流動食)の種類、量、温度、時間を確認する					
	5	経管栄養の注入準備を行う					
	6	準備した栄養剤(流動食)を利用者のもとに運ぶ					
ケア 実施	経 管 栄 養 の 実 施	7	利用者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明をする				
		8	注入する栄養剤(流動食)が利用者本人のものかどうかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する				
		9	経管栄養チューブに不具合がないか確認し、確実に接続する				
		10	注入を開始し、注入直後の状態を観察する				
		11	注入中の表情や状態を定期的に観察する				
		12	注入中の利用者の体位を観察する				
		13	注入物の滴下の状態を観察する				
		14	挿入部からの栄養剤(流動食)の漏れを観察する				
		15	注入中の利用者の状態(気分不快、腹部膨満感、おう気・おう吐、腹痛、呼吸困難等)を観察する				
		16	注入終了後はクレンメを閉め、経管栄養チューブの連結をはずす				
		17	経管栄養チューブに白湯を注入し、状態を観察する				
		18	半座位の状態を保つ				
結果 確認 報告	19	利用者の状態を食後しばらく観察し、看護職員に報告する					
	20	体位変換が必要な利用者に対しては、異常がなければ体位変換を再開する					
	21	ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)					
片づけ	22	使用物品を速やかに後片づける					
記録	23	ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録する					
「評価:ア」の個数 計							

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《経管栄養 胃ろうまたは腸ろう(半固形化栄養剤)》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

回数		()回目	()回目	()回目	()回目	()回目
月 日		/	/	/	/	/
時 間						
ケア実施対象者						
実施手順	評価項目	達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)				
実施準備	1 医師の指示等の確認を行う					
	2 手洗いを行う					
	3 必要な物品を準備する					
	4 指示された栄養剤(半固形化栄養剤)の種類、量、温度、時間を確認する					
	5 半固形化栄養剤の注入準備を行う					
	6 準備した半固形化栄養剤を利用者のもとに運ぶ					
ケア実施	7 利用者に本人確認を行い、半固形化栄養剤の経管栄養の実施について説明を行う					
	8 注入する半固形化栄養剤が利用者本人のものかどうかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する					
	9 経管栄養チューブに不具合がないか確認し、確実に接続する					
	10 注入を開始し、注入直後の状態を観察する					
	11 注入中の表情や状態を定期的に観察する					
	12 挿入部からの栄養剤(半固形化栄養剤)の漏れを観察する					
	13 注入中の利用者の状態(気分不快、腹部膨満感、おう気・おう吐等)を観察する					
	14 注入終了後は白湯を注入し、状態を観察する					
	15 半座位の状態を保つ					
結果確認報告	16 利用者の状態を食後しばらく観察し、看護職員に報告する					
	17 体位変換が必要な利用者に対しては、異常がなければ体位変換を再開する					
	18 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)					
片づけ	19 使用物品を速やかに後片づけする					
記録	20 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録する					
「評価:ア」の個数 計						

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

実地研修 指導者評価票 《 経鼻経管栄養 》

あなたが指導している介護職員は、下記業務内容について、どの程度達成できているか評価してください。
 ※業務内容については、手引きの留意事項・考えられる主なリスクを参照のこと。

研修受講者氏名	
本票ページ数	頁 / 頁

達成度	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
指導者	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を受けた
評価	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を受けた
基準	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

		回数	()回目	()回目	()回目	()回目	()回目
		月 日	/	/	/	/	/
		時 間					
		ケア実施対象者					
実施手順	評価項目	達成度 指導者の評価 (ア～エのいずれか)					
実施準備	1 医師の指示等の確認を行う						
	2 手洗いを行う						
	3 必要な物品を準備する						
	4 指示された栄養剤(流動食)の種類、量、温度、時間を確認する						
	5 経管栄養の注入準備を行う						
	6 準備した栄養剤(流動食)を利用者のもとの運ぶ						
ケア実施	7 利用者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明をする						
	8 注入する栄養剤(流動食)が利用者本人のものかどうかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する						
	9 経管栄養チューブに不具合がないか確認し、確実に接続する						
	10 注入を開始し、注入直後の状態を観察する						
	11 注入中の表情や状態を定期的に観察する						
	12 注入中の利用者の体位を観察する						
	13 注入物の滴下の状態を観察する						
	14 注入中の利用者の状態(気分不快、腹部膨満感、おう気・おう吐、腹痛、呼吸困難・むせ込み、顔色・表情の変化、苦悶表情の出現等)を観察する						
	15 注入終了後はクレンメを閉め、経管栄養チューブの連結をはずす						
	16 経管栄養チューブに白湯を注入し、状態を観察する						
	17 半座位の状態を保つ						
結果確認報告	18 利用者の状態を食後しばらく観察し、看護職員に報告する						
	19 体位変換が必要な利用者に対しては、異常がなければ体位変換を再開する						
	20 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)						
片づけ	21 使用物品を速やかに後片づけする						
記録	22 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録する						
「評価:ア」の個数 計							

* 自由記載欄(具体的内容等)

()回目	
()回目	
()回目	
()回目	
()回目	

(様式6-1)

受付番号

年 月 日

青森県知事 殿

申請者 (法人等)

所在地

申請者 (法人名等)

代表者名

<登録喀痰吸引等事業者のみ申請する場合>

カッコ内に取り消し線を引く

~~登録喀痰吸引等事業者~~ (登録特定行為事業者) 登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号	
登録申請 する 事業所	フリガナ		
	事業所名称		
	事業所 所在地	(郵便番号 -)	

<登録特定行為事業者のみ申請する場合>

登録喀痰吸引等事業者に取り消し線を引く

~~登録喀痰吸引等事業者~~ (登録特定行為事業者) 登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号	
登録申請 する 事業所	フリガナ		
	事業所名称		
	事業所 所在地	(郵便番号 -)	

<登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者を同時に申請する場合>

修正不要

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書

社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項及び第2項に定める喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者においては社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条に定める特定行為業務）について事業者の登録を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		事業所所在地市町村番号	
登録申請 する 事業所	フリガナ		
	事業所名称		
	事業所 所在地	(郵便番号 -)	

実地研修 指導者評価票 《喀痰吸引→**口腔内**・鼻腔内吸引(通常手順)》

記載例

口腔内・鼻腔内と別々に評価票をご記入願います

全部で2枚ある場合は、1ページ目は1/2、

研修受講者氏名

青森 太郎

本票ページ数

1頁 / 2頁

達成度 指導者 評価 基準	ア. 1人で実施し、手引きの手順どおりに実施できている
	イ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、実施後に指導を行った
	ウ. 1人で実施しているが、手引きの手順を抜かしたり間違えており、その場で指導を行った(その場では見過ごせないレベル)
	エ. 1人での実施を任せられるレベルにはない

		回数	(1)回目	(2)回目	(3)回目	(4)回目	(5)回目
月日			11/1	11/1	11/1	11/2	11/3
時間			10:15	11:00	12:00	10:00	12:00
ケア実施対象者			〇〇	〇〇	〇〇	△△	〇〇
実施手順	評価項目	達成度	指導者の評価 (ア~エのいずれか)				
準備	1 医師の指示等の確認を行う	ア	ア	ア	ア	ア	イ
	2 手洗いを行う					ア	ア
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する					ア	
	4 必要物品を利用者のもとに運ぶ					ア	
実施	5 利用者に吸引の説明をする					ア	
	6 吸引の環境・利用者の姿勢を整える					ア	
	7 口腔内・鼻腔内を観察する					ア	
	8 手袋の着用またはセッシを持つ					ア	
	9 吸引チューブを清潔に取り出す					ア	
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する					ア	
	11 (浸漬法の場合)吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く					ア	
	12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する					ア	
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る	イ				ア	
	14 利用者に吸引開始について声かけをする	ア				ア	
	15 適切な吸水圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する					ア	
	16 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する					ア	
	17 吸引チューブを静かに抜く					ア	
	18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く					ア	
	19 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす					ア	
	20 (セッシを持っている場合)セッシを戻す					ア	
	21 吸引器の電源を切る					ア	
	22 吸引チューブを連結管からはずし保管容器に戻す					ア	
	23 手袋をはずす(手袋を使用している場合)					ア	
	24 利用者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える					ア	
	25 吸引物及び利用者の状態を観察する	イ				ア	
	26 利用者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	ア	イ			ア	
	27 手洗いをする					ア	
報告	28 吸引物及び利用者の状態を報告する					ア	
	29 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする(該当する場合のみ)	ウ				ア	
片付け	30 吸引びんの排液量が70%~80%になる前に排液を捨てる	ア				ア	
	31 使用物品を速やかに後片づけまたは交換する					ア	
記録	32 ケア実施の証明及び今後のケアプランに活用できるように記録しておく					ア	
「評価:ア」の個数 計			29	30	32	31	31

必ず時間の誤差が生じますので、ご記入に留意願います。(同日、同時刻の実施は不可能です。)

アの記入の仕方は、→で省略してもかまいませんし、すべての項目に記入しても、どちらでも構いません。記入漏れには、ご留意願います

項目:29
該当する場合のみ記入します。

* 自由記載欄(具体的内容等)

(1)回目	項目13:吸引チューブ先端の水を切るのを忘れていた。項目25:観察を忘れた。項目29:報告を忘れた。
(2)回目	項目26:観察を忘れた。
(3)回目	医師の指示書を確認せずに次の手順を進めようとしたため、声掛けした。
()回目	
()回目	



社援発0330第43号
平成24年 3月30日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長



喀痰吸引等研修実施要綱について

今般、下記のとおり、「喀痰吸引等研修実施要綱」を定めたので、御了知の上、関係団体、関係機関等によるその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、本通知は医政局及び老健局に協議済みであることを申し添える。

本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

「喀痰吸引等研修実施要綱」

「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。)附則第4条に定める「喀痰吸引等研修」、及び施行規則第26条の3第2項第2号に定める「介護福祉士の実地研修」(以下「喀痰吸引等研修等」という。)の具体的な実施方法、修得程度の審査方法等については、別添1～4により行われるものであること。

別添1: 喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

別添2: 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

別添3: 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修の修得程度の審査方法について

別添4: 介護福祉士の実地研修の実施について

別添1

喀痰吸引等研修実施委員会の設置及び運営について

1. 実施体制の整備

喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修の実施及び修得程度の審査を公正かつ適正に行うための体制として、複数の関係者により構成される「喀痰吸引等研修実施委員会」(以下、「研修委員会」という。)を整備すること。

研修委員会は、当該研修の担当責任者のほか、研修講師複数名、その他の関係者により構成することとし、別添2及び別添3に定める研修評価に関する実務のほか、本通知において定める研修事務等を行うための検討と実施に関する責務を担うものであること。

また、本研修はその内容として医行為について取り扱うものであることから、研修講師としての業務従事如何に関わらず、医師及び看護職員(保健師、助産師及び看護師)の有資格者について、それぞれ1名以上を構成委員とすること。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修委員会の構成委員については、研修講師を複数名とすることや医師又は看護職員を含めることが困難な場合があること、当該研修の担当責任者が研修講師を兼務することなど当該事業所の実情に応じた形態が考えられること。

2. 研修事務

(1) 研修実施計画

研修の実施に先駆けて、研修実施計画を策定すること。

研修実施計画は、研修実施日程、研修実施期間(1回あたりの喀痰吸引等研修の実施期間)、研修実施場所、研修委託の有無、研修受講定員、研修講師数、研修教材等設備調達方法、資金運用方法、修得程度審査方法、その他当該喀痰吸引等研修に関し必要な事項等を含むものであること。

研修実施計画の策定については、上記1の研修委員会の構成委員のほかに、当該研修に関与する経理担当者等、必要な者についても適宜参画させること。

策定した研修実施計画については、研修実施主体における組織的な承認を得るとともに、より適切妥当な研修実施に資するよう、適宜、見直しや検証を行うよう努めること。

研修実施計画は、省令及び通知に定める研修の実務に関する規程(業務規程)との整合性を図るとともに、その策定単位については、研修実施期間や実施年度、実施場所等を勘案し、

策定すること。

研修受講者の研修受講進捗状況等の管理についても、当該研修実施計画に基づき行うこととし、当該管理については、「喀痰吸引等研修修了者管理簿」(別紙1)を参考として帳簿作成を行うとともに、登録研修機関においては、都道府県からの求め等の必要に応じて、適宜、提出を行えるようにしておくこと。なお、登録研修機関において都道府県に対して、適宜、研修実施結果の報告を行う場合に置いては、「喀痰吸引等研修実施結果報告書」(別紙2)を参考として行うこと。

(2) 研修教材の選定

研修教材については、以下に示す教材等を参考とし、研修委員会において選定を行うこと。

なお、下記の研修教材の提示については、喀痰吸引等研修の円滑実施に資することを目的に技術的助言として行われるものであることから、これに拠らない研修教材を使用しても差し支えないこと。

○ 研修テキスト(指導上の手引きを含む。)

(ア) 第1号研修・第2号研修

「訪問看護と訪問介護の連携によるサービス提供のあり方に関する研究調査事業～介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修カリキュラム等策定に関する研究事業～」(平成23年度老人保健健康増進等事業、実施主体:(社)全国訪問看護事業協会)において作成した『介護職員によるたんの吸引等の研修テキスト』

(イ) 第3号研修

平成23年度「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業」において厚生労働省が作成した『介護職員等によるたんの吸引等(特定の者対象)の研修テキスト』

○ 「喀痰吸引等研修 指示書」

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

○ 「喀痰吸引等研修 計画書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式1『喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書』

○ 「喀痰吸引等研修 同意書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式2『喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書』

○「喀痰吸引等研修 報告書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式3『喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書』

○ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成 24 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式4『喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハット・アクシデント報告書』

(3) 研修講師の選定

喀痰吸引等研修の業務を実施する研修講師については、研修委員会において公正・中立な選定を行うこと。

ただし、第三号研修の登録研修機関においては、小規模な事業所も想定されることから、研修講師が構成委員を兼務することで差し支えない。

研修講師候補者については、履歴等を提出させ、講師要件との整合性や適正等につき、十分な審査を行うこととし、適宜、当該研修講師候補者への面接、ヒアリング等についても行うよう努めること。なお、研修講師候補者に提出させる履歴については、「喀痰吸引等研修研修講師履歴書」(別紙3)を参考とし行うこと。

また、研修講師については、以下の区分に基づく管理を行うこと。

- ・講義を担う研修講師: 講義担当講師
- ・演習を担う研修講師: 演習指導講師
- ・実地研修を担う研修講師: 実地研修指導講師

(4) 筆記試験に関する事務

基本研修(講義)における修得程度の審査(知識の定着の確認)として行われる筆記試験については、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、当該筆記試験問題の作成、筆記試験の実施、審査判定等の実施事務について責務を担うものであること。なお、事務規程の整備においては、「筆記試験事務規程(参考例)」(別紙4)を参考とし行うこと。

(5) 実地研修に関する事務

実地研修の実施については、都道府県又は登録研修機関自らが実施する場合、又は委託を行う場合のいずれの場合においても、研修委員会において事務規程等の取り決めを策定するとともに、実地研修を行う機関(以下「実地研修実施機関」という。)の選定においては、下記に示す「実施研修実施機関選定基準」を参考とし、適切に選定を行うこと。なお、実施研修実施機関への委託承諾については、「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」(別紙5)を参考とし行うこと。

○ 実施研修機関選定基準

- 実施研修指導講師である医師及び看護職員との連携及び役割分担による的確な医学管理及び安全管理体制が確保できること。
- 当該管理体制の下、実地研修における書面による医師の指示、実地研修協力者である利用者または利用者本人からの同意を得るのが困難な場合にはその家族等(以下、「実地研修協力者」という。)の書面による同意承認(同意を得るのに必要な事項について説明等の適切な手続の確保を含む。)、事故発生時の対応(関係者への報告、実地研修協力者家族への連絡など適切かつ必要な緊急措置、事故状況等について記録及び保存等を含む。)、実地研修協力者の秘密の保持(関係者への周知徹底を含む。)等に関する規程整備がなされていることなど、実地研修を実施する上で必要となる条件が担保されること。
- 出席状況等、研修受講者に関する状況を確実に把握し保存できること。

3. 研修実施上の留意事項

喀痰吸引等研修の実施にあたっては、以下の点に留意して行うこと。なお、これらの留意事項についても、適宜、研修委員会において具体的な取り決めを行うとともに、研修を委託により行う場合においても同様の取扱とすること。

- (1) 基本研修(講義)は集合的な研修実施で差し支えないが、基本研修(演習)については少人数のグループを編成して実施すること。
- (2) 研修実施日程、研修開催期間、研修受講定員等の規模等の設定にあたっては、研修受講者の多くが現従事者(現に介護等の業務に従事している者)であること等の状況を鑑み、開講日や時間等について工夫をするなど、適宜受講し易い環境設定に配慮すること。
- (3) 喀痰吸引等研修の実施主体である都道府県又は登録研修機関においては、当該研修事業の実施に先駆けて、損害賠償保険制度(実地研修を保険対象に含むもの)に加入しておくなど、実地研修の実施における安全確保措置として適切な対応を図ること。

別添2

社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第一及び第二号研修の修得程度の審査方法について

1. 筆記試験による知識の定着の確認

(1) 基本方針

基本研修(講義)については、筆記試験により、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための知識を修得していることを確認すること。

(2) 出題範囲

以下のとおりとすること。

研修課程	出題範囲
省令附則第四条別表第一の① 講義	左同
省令附則第四条別表第二の① 講義	左同

(3) 出題形式

客観式問題(四肢択一)により行うこと。

(4) 出題数及び試験時間

出題数30問、試験時間60分を下限とし実施すること。

(5) 問題作成指針

以下ア～エに基づき作成すること。

ア 細かな専門的知識を要求する問題を避け、医学的な問題に偏らず、喀痰吸引等を中心とした内容となるよう配慮すること。

イ 次のことについて基礎的知識を問う問題を中心とすること。

- ・対象者を観察した内容を適確に表現できる用語や指示が理解できる知識
- ・喀痰吸引等について行為の根拠や目的及び技術に関する知識

ウ 知識の想起及び理解を問う問題を中心に出題すること。

エ 試験問題の作成にあたっては複数からなる専門領域の異なる立場の者が検討し、問題の客観的な妥当性を高めるよう工夫すること。

(6) 合否判定基準

総正解率が9割以上の者を合格とすること。

また、筆記試験の総正解率が9割未満の者については、別添1に定める「喀痰吸引等研修実施委員会」において、その取扱方針を定めておくこと。

2. 評価による技能修得の確認

(1) 基本方針

基本研修(演習)及び実地研修については、評価の実施より、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施するための技能を修得していることを確認すること。

(ア) 基本研修(演習)評価

研修受講者が、演習指導講師の指導の下、演習シミュレーター(吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式)、人体解剖模型、その他演習に必要な機器(吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン等)を用いて、演習を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための技術を修得していることを、演習指導講師が評価すること。

(イ) 実地研修評価

研修受講者が、実地研修指導講師の指導の下、実地研修協力者の協力に基づき実地研修を実施し、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを、実施研修指導講師が評価すること。

評価は、実際の喀痰吸引等の提供が安全管理体制の確保、医師・看護職員・介護職員等の連携確保や役割分担、医師の文書による指示等の条件の下で実施されることを念頭においた基本研修(演習)又は実地研修を実施した上で行うこと。

(2) 実施手順

基本研修(演習)及び実地研修の実実施手順は、以下のSTEP1～STEP8の順を踏まえ行うこととし、このうちSTEP4～8について、以下に示す「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、「基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票」(別添資料)を用いた評価を行うこと。

なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。

STEP1:安全管理体制確保(※ 実地研修のみ。)

実際の喀痰吸引等の提供が、医師、看護職員との連携体制・役割分担の下で行われることを想定し、実地研修指導講師である医師が実地研修指導講師である看護職員とともに、研修受講者の実地研修の実施についての総合的判断を行う。

STEP2:観察判断(※ 実地研修のみ。)

研修受講者の実地研修の実施毎に、実地研修指導講師が、実地研修協力者の状態像を観察し、実施の可否等を確認する。

STEP3:観察

研修受講者が、演習シミュレーター又は実地研修協力者の状態像を観察する。

STEP4:準備

研修受講者が、研修講師である医師の指示等の確認、手洗い、必要物品の用意や確認など、演習又は実地研修の実施に必要な準備を行う。

STEP5:実施

研修受講者が、喀痰吸引等の演習又は実地研修を実施し、安全に行われたかどうかを確認する。

※ 経鼻経管栄養の場合の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を除く。

STEP6:報告

研修受講者が、演習シミュレーター又は実施研修協力者の喀痰吸引等の実施後の状態を研修講師に報告する。

STEP7:片付け

研修受講者が、演習又は実地研修で使用した物品等を片付ける。

STEP8:記録

研修受講者が、演習又は実地研修で行った喀痰吸引等について記録する。

○ 基本研修(演習)及び実地研修類型区分

省令上の行為 (省令別表第1及び第2)	類型区分	
	通常手順	人工呼吸器装着者
口腔内の喀痰吸引	1-①	1-②
鼻腔内の喀痰吸引		
気管カニューレ内部の喀痰吸引	1-③	1-④
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	1-⑤	—
経鼻経管栄養	1-⑥	—
救急蘇生法	—	—

1-① : 喀痰吸引 — 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順) —

1-② : 喀痰吸引 — 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者:非侵襲的人工呼吸療法) —

1-③ : 喀痰吸引 — 気管カニューレ内部吸引(通常手順) —

1-④ : 喀痰吸引 — 気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者:侵襲的人工呼吸療法) —

1-⑤ : 経管栄養 — 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養 —

1-⑥ : 経管栄養 — 経鼻経管栄養 —

○ 実施手順参考例

(ア) 基本研修(演習)実施手順(例)

- ① 標準的なレベルの演習シミュレーターに対して、演習指導講師が1回の実演を行う。
- ② グループ試行として、研修受講者はグループになり1人1回実施し、演習指導講師はグループに対して、観察・指導を行う。
- ③ 全ての研修受講者に「基本研修(演習)及び実地研修類型区分」の区分毎に、省令別表に定める以上の演習を行わせる。
- ④ 演習指導講師は、演習実施毎に「基本研修(演習)評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の演習の改善につなげる。

(イ) 実地研修実施手順(例)

- ① 実地研修協力者の状態像を踏まえ、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が実施可能かについて、医師である実地研修指導講師の承認を得る。※、初回実施前及び実地研修協力者の状態が変化した時点において必要。
- ② 実地研修指導講師は、実地研修協力者の喀痰吸引等を行う部位及び全身の状態を観察し、研修受講者が実施可能かについて確認する。
- ③ 実地研修指導講師は、研修受講者が喀痰吸引等を実施している間においては、実地研修協力者の状態の安全等に注意しながら研修受講者に対して指導を行う。
- ④ 実地研修指導講師は、実施研修実施毎に「実地研修評価票」を記録するとともに、毎回研修受講者と一緒に振り返りを行い、研修受講者は次の実地研修実施の改善につなげる。また、研修受講者の喀痰吸引等に関する知識及び技能の到達度を踏まえながら、指導を継続していく。

(3) 実施上の留意事項

(ア) 上記(2)STEP1～8に示す実施手順における研修講師の役割分担について

基本研修(演習)及び実地研修の研修講師である医師又は看護職員の役割分担については、以下の①及び②を参考として効果・効率的な実施を行うこと。

- ① STEP2において、研修受講者が喀痰吸引等を安全に実施することができるか判断に迷う場合は、実地研修指導講師である医師の判断を確認すること。
- ② STEP3～8のいずれかの段階において、研修受講者が、緊急時対応の必要性や実地研修協力者の異常等を確認した場合においては、演習又は実地研修の研修講師である医師又は看護師が観察判断を行うこと。

(イ) 研修受講者の実施できる範囲について

実地研修においては、上記(2)STEP4～8の研修受講者が実施する行為について、下表「実地研修実施上の留意点」に基づき実施すること。

なお、(エ)の経鼻経管栄養の栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、研修受講者が行うことができないことから、基本研修(演習)のSTEP5においても、演習指導講師である医師又は看護職員が行うこと。

○ 実地研修実施上の留意点

(ア) 研修受講者が行うことができる標準的な許容範囲

(イ) 一定の条件の下、かつ、実地研修指導講師との役割分担の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(ウ) 一定の条件の下、研修受講者が行うことができる許容範囲

(エ) 研修受講者が行うことができないもの

	喀痰吸引	経管栄養
(ア)	<p>咽頭より手前の範囲で吸引チューブを口から入れて、口腔の中まであがってきた痰や、たまっている唾液を吸引することについては、研修受講者が基本研修を踏まえた手順を守って行えば危険性は相対的に低いことから差し支えないこと。</p>	<p>経管栄養開始時における胃腸の調子の確認は、実地研修指導講師が行うことが望ましいが、開始後の対応は研修受講者によっても可能であり、実地研修指導講師の指導の下で研修受講者が行うことは差し支えないこと。</p>
(イ)	<p>以下の観点を踏まえ、研修受講者は咽頭の手前までの吸引を行うにとどめることが適切であり、咽頭より奥の気道の喀痰吸引については許容範囲としないこと。</p> <p>なお、鼻腔吸引においては対象者の状態に応じ「吸引チューブを入れる方向を適切にする」、「左右どちらかのチューブが入りやすい鼻腔からチューブを入れる」、「吸引チューブを入れる長さを個々の対象者に応じて規定しておく」等の手順を守ることにより、個別的には安全に実施可能である場合が多いので留意すること。</p> <p>※ 鼻腔吸引においては、鼻腔粘膜やアデノイドを刺激しての出血がまれではあるが生じる場合や、また、鼻や口から咽頭の奥までの吸引を行えば敏感な対象者の場合、嘔吐や咳込み等の危険</p>	

	性があり、一般論として安全であるとは言い難いため。	
(ウ)	<p>気管カニューレ下端より肺側の気管内吸引については、迷走神経そうを刺激することにより、呼吸停止や心停止を引き起こす可能性があるなど危険性が高いことから、気管カニューレ内部までの気管内吸引を限度とすること。</p> <p>特に、人工呼吸器を装着している場合には、気管カニューレ内部までの気管内吸引を行っている間は人工呼吸器を外す必要があるため、実地研修指導講師及び研修受講者は、安全かつ適切な取扱いが必要であることに留意すること。</p>	
(エ)		<p>経鼻経管栄養の場合、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認については、判断を誤れば重大な事故につながる危険性があることから、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p> <p>経鼻経管栄養に比べて相対的に安全性が高いと考えられるが、胃ろう・腸ろうの状態そのものに問題がないかどうかの確認について、研修受講者の実施の許容範囲としないこと。</p>

(4) 評価判定

基本研修(演習)及び実地研修の総合的な評価判定は、研修受講者毎に、技能修得の判定を行うこと。

(ア) 基本研修(演習)評価判定

当該研修受講者が、省令で定める修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の演習を実施した上で、「基本研修(演習)評価票」の全ての項目についての演習指導講師の評価

結果が「基本研修(演習)評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合に、演習の修了を認めることとし、実施研修については、基本研修の修了が確認された研修受講者に対して行うこと。

なお、演習の修了が認められなかった者については、再度、演習の全課程を受講させること。

(イ) 実地研修評価判定

当該研修受講者が修得すべきすべての行為ごとの実施回数以上の実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について実地研修指導講師の評価結果が、「実地研修評価基準」で示す手順どおりに実施できているとなった場合であって、下記(a)、(b)のいずれも満たす場合において、研修修了の是非を判定し研修修了証明書の交付を行うこと。

なお、実地研修の修了が認められなかった者については、再度、実地研修の全課程を受講させること。

(a) 当該ケアにおいて最終的な累積成功率が70%以上であること。

(b) 当該ケアにおいて最終3回のケアの実施において不成功が1回もないこと。

別添資料

基本研修(演習)及び実地研修評価基準・評価票

1. 評価判定基準

(1) 基本研修(演習)評価判定基準

- 基本研修(演習)を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について、以下のア～ウの3段階で演習指導講師が評価すること。

ア	評価項目について手順通りに実施できている。
イ	評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。
ウ	評価項目を抜かした。(手順通りに実施できなかった。)

(2) 実地研修評価判定基準

- 実地研修を行った各研修受講者毎、かつ、各評価項目毎について以下のア～ウの3段階で実地研修指導講師が評価すること。

ア	1人で実施できる。 評価項目について手順通りに実施できている。
イ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 実施後に指導した。
ウ	1人で実施できる。 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。 その場では見過ごせないレベルであり、その場で指導した。
エ	1人での実施を任せられるレベルにはない。

2. 類型区分別評価項目

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙1-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法)別紙1-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順)別紙1-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法)別紙1-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養別紙1-5
- ・経鼻経管栄養別紙1-6

参考: 類型区別評価項目数一覧

	類型区分					
	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (通常手順)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内部 (通常手順)	喀痰吸引 口腔内・鼻 腔内吸引 (人工呼吸器 装着者・非侵 襲的人工呼吸 療法)	喀痰吸引 気管カニ ューレ内部 (人工呼吸器 装着者・侵襲 的人工呼吸療 法)	胃ろう又は 腸ろうによる 経管栄養	経鼻経管栄 養
STEP4: 準備	1～4	1～4	1～4	1～4	1～6	1～6
STEP5: 実施	5～27	5～30	5～27	5～30	7～17	7～16
STEP6: 報告	28～30	31～34	28～30	31～34	18～20	17～19
STEP7: 片付け	31・32	35・36	31・32	35・36	21	20
STEP8: 記録	33	37	33	37	22	21
項目数 計	33	37	33	37	22	21

3. 基本研修(演習)評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙2-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙2-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙2-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙2-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙2-6

4. 実地研修評価票

- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)別紙3-1
- ・喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者・非侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-2
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(通常手順).....別紙3-3
- ・喀痰吸引 気管カニューレ(人工呼吸器装着者・侵襲的人工呼吸療法).....別紙3-4
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養.....別紙3-5
- ・経鼻経管栄養.....別紙3-6

評価項目：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(通常手順)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・留意点等の確認ができていますか。
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。 吸引瓶の排液が廃棄されているか。 吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに連ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。 使用しやすい位置に物品を置いているか。 吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5： 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 口腔内・鼻腔内を観察する	口腔内（歯歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物を観察・確認ができていますか。
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。 他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができていますか。 消毒液が確実に拭きとれているか。 使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認ができていますか。 吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声をかける	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。
	15 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	決められた（指示のあった）吸引圧と深さを守っているか。 挿入の際、吸引チューブの先端が周囲に触れていないか。 粘膜を刺激しないよう静かに挿入しているか。 挿入しにくい時に強引に挿入していないか。
	16 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。 一か所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作ができていますか。 吸引物や対象者の様子の観察ができていますか。
	17 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。 肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができていますか。 使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	19 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	20 吸引器の電源を切る	
	21 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか。
	22 手袋をはずす（手袋を使用している場合）またはセッシを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。 セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
	23 実地研修協力者に吸引終了の声をかけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。 ねぎらいの言葉をかけているか。 呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。
24 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、（鼻腔の場合）鼻腔からの出血などについて観察ができていますか。	
25 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
26 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
27 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
STEP6： 報告	28 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告ができていますか。
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	30 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7： 片付け	31 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。 廃液量の交換の必要性を判断ができていますか。
	32 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片付けているか。 使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8： 記録	33 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。 記載もれないか。 適切な内容の記載ができていますか。

評価項目：喀痰吸引 口腔内・鼻腔内吸引(人工呼吸器装着者：非侵襲的人工呼吸療法)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、人工呼吸器装着脱上の留意点の確認ができていないか。
	2 手洗いを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5： 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 口腔内・鼻腔内を観察する	口腔内（菌叢の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物、人工呼吸器の作動状況、口鼻マスクの位置、皮膚の状態を観察・確認できているか。観察時、口鼻マスクを外すまたは鼻マスクに変更するなどの必要がある場合適切に操作できているか。
	8 手袋の着用またはセッシンを持つ	清潔な手袋の着用やセッシンの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	水を吸引して、吸引圧を観察し、適切な吸引圧の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブの先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。
	15 口鼻マスクまたは鼻マスクをはずす（注）	口鼻マスクまたは鼻マスクを外すタイミング、外す方法は適切であるか。外す際に吸引チューブの清潔は保たれているか。
	16 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	決められた（指示のあった）吸引圧と深さを守っているか。挿入の際、吸引チューブの先端が周囲に触れていないか。粘膜を刺激しないよう静かに挿入しているか。挿入しにくい時に強引に挿入していないか。
	17 適切な吸引時間で分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一か所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができていないか。
	18 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	19 口鼻マスク・鼻マスクを適切に戻す（注）	口鼻マスクまたは鼻マスクを外す又は変更した場合、適切に元に戻しているか。
	20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	21 洗浄水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	22 吸引器の電源を切る	
	23 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか。
	24 手袋をはずす（手袋を着用している場合）またはセッシンを汚す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。セッシンを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
25 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢を整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。	
26 人工呼吸器が正常に作動していること・口鼻マスクまたは鼻マスクの装着感が通常通りであることを確認する	胸の上がり具合を確認して人工呼吸器の正常作動を確認しているか。固定位置・固定の強さ、皮膚の状態などの観察項目を把握して、確認もれがないか。	
27 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色、呼吸の状態、全身状態、（鼻腔の場合）鼻腔からの出血などについて観察できているか。	
28 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
30 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
STEP6： 報告	31 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
	32 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	33 人工呼吸器が正常に作動していること・口鼻マスクまたは鼻マスクの装着感が通常通りであることを報告する	マスクの着脱に伴う呼吸の変動の可能性もあるため、呼吸状態の異常の有無に加えて、マスクからの空気の漏れ、人工呼吸器回路の異常等について確認できているか。
	34 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていないか。
STEP7： 片付け	35 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。
	36 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片づけているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8： 記録	37 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていないか。

* 清潔の保持、マスク着脱時の皮膚損傷の予防、確実な呼吸器の装着を確認する。

評価項目：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(通常手順)

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4 : 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、気管カニューレに関する留意点等の確認ができているか。
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。
STEP5 : 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをしているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物に加えて気管カニューレ周囲や固定の状態を確実に観察・確認できているか。
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管で連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。
	13 吸引チューブ先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話かけ、反応や返答を確認しているか。
	15 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	気管カニューレの長さ以上まで挿入しないよう所定の深さを守っているか。
	16 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一か所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができているか。
	17 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。
	18 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。
	19 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。
	20 吸引器の電源を切る	
	21 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか、または単回使用の場合は破棄したか。
	22 手袋をはずす（手袋を着用している場合）またはセッシを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはずし、廃棄しているか。セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。
	23 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。
	24 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状・顔色・呼吸の状態、全身状態などについて観察できているか。呼吸状態および気管カニューレや固定状態等の観察項目を把握しているか。観察もれはないか。
25 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
26 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
27 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
STEP6 : 報告	28 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状・顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
	30 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができているか。
STEP7 : 片付け	31 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。
	32 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片づけているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。
STEP8 : 記録	33 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができているか。

※ 気管カニューレ内部からの吸引については、特に清潔の遵守が必要。気管カニューレの長さ以上に挿入しない。

評価項目：喀痰吸引 気管カニューレ内部吸引(人工呼吸器装着者：侵襲的人工呼吸療法)

実施手順	評価項目	評価の視点	
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	吸引圧・吸引時間・吸引の深さ・吸引の留意点、人工呼吸器装着脱上の留意点等の確認ができているか。	
	2 手洗いを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
	3 必要物品をそろえ、作動状況等を点検確認する	必要物品を把握しているか。吸引瓶の排液が廃棄されているか。吸引器の電源を入れ、陰圧がかかるか。	
	4 必要物品を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	吸引器は水平な場所に設置しているか。使用しやすい位置に物品を置いているか。吸引器については、電源配置や接続チューブの長さについても確認しているか。	
STEP5： 実施	5 実地研修協力者に吸引の説明をする	対象者の協力が得られるように、吸引の必要性や方法などをわかりやすく十分説明しているか。	
	6 吸引の環境・実地研修協力者の姿勢を整える	プライバシー保護のため、必要に応じてカーテン・スクリーンをけているか。できる限り楽で安定した姿勢で吸引チューブを挿入しやすい体位に整えているか。	
	7 気管カニューレ周囲や固定の状態、人工呼吸器の作動状況を観察する	口腔内（義歯の状態）・鼻腔内の状態（出血や損傷の有無）・口腔内の分泌物等の貯留物に加えて気管カニューレ周囲や固定の状態、人工呼吸器の作動状況を観察・確認できているか。	
	8 手袋の着用またはセッシを持つ	清潔な手袋の着用やセッシの操作方法が守られているか。	
	9 吸引チューブを清潔に取り出す	吸引チューブの先端が周囲に触れないように取り出せているか。	
	10 吸引チューブを清潔に吸引器と連結管と連結する	吸引チューブの先端が周囲に触れないように扱い、確実に連結管をつなげているか。	
	11 （浸漬法の場合）吸引チューブ外側を清浄綿等で拭く	清浄綿等を清潔に取り出せているか。他の部分に吸引チューブが触れないようにして、清浄綿等で連結部から先端に向かって拭きとることができているか。消毒液が確実に拭きとれているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。	
	12 吸引器の電源を入れて原則として滅菌精製水を吸い決められた吸引圧になることを確認する	滅菌精製水を吸引して、吸引力を観察し、適切な吸引力の設定を確認できているか。吸引圧のメーターを確認しているか。	
	13 吸引チューブ先端の水をよく切る	吸引チューブの先端から水が垂れていないか。	
	14 実地研修協力者に吸引開始について声かけを行う	わかりやすい言葉で協力が得られるよう話しかけ、反応や返答を確認しているか。	
	15 人工呼吸器の接続を外す	人工呼吸器の接続は吸気を確認して適切なタイミング、方法で外しているか。気管カニューレを抑えすぎたり引っ張りすぎているか。外した後の回路の清潔は保たれているか。外す際に吸引チューブの清潔は保たれているか。	
	16 適切な吸引圧で適切な深さまで吸引チューブを挿入する	気管カニューレの長さ以上まで挿入しないよう所定の深さを守っているか。	
	17 適切な吸引時間で気管カニューレ内の分泌物等の貯留物を吸引する	吸引時間を守っているか。一か所に吸引圧がかからないように吸引チューブを静かにまわしながら操作できているか。吸引物や対象者の様子の観察ができていないか。	
	18 吸引チューブを静かに抜く	粘膜を刺激しないように吸引チューブを抜いているか。	
	19 人工呼吸器の接続を元に戻す	人工呼吸器の接続は、確かかつ清潔に元に戻しているか。	
	20 吸引チューブの外側を清浄綿等で拭く	清潔に清浄綿等を取り出せているか。肉眼的に確認できる吸引チューブの外側の付着物を連結部から先端に向かって拭きとることができているか。使用した清浄綿等は、1回ごとに廃棄しているか。	
	21 滅菌精製水を吸引し、吸引チューブ内側の汚れを落とす	吸引チューブの内側の汚れの除去を確認しているか。	
	22 吸引器の電源を切る		
	23 吸引チューブを連結管から外し保管容器に戻す、または単回使用の場合は原則として破棄する	吸引チューブを保管容器の中に確実におさめたか、または単回使用の場合は破棄したか。	
	24 手袋をはさず（手袋を着用している場合）またはセッシを戻す	汚染した手袋が周囲に触れることなく手袋をはさず、廃棄しているか。セッシを、周囲や容器の縁に触れることなく戻しているか。	
	25 実地研修協力者に吸引終了の声かけを行い、姿勢を整える	吸引物の状況をわかりやすく伝え、とりきれたかどうかを確認しているか。ねぎらいの言葉をかけているか。呼吸を整えやすい安楽な姿勢に整え、その姿勢でよいかどうかを対象者に確認しているか。	
	26 人工呼吸器が正常に作動していることを確認する	胸の上がり具合を確認して人工呼吸器および回路の正常動作を確認しているか。人工呼吸器の着脱に伴う呼吸の変動の可能性もあるため、呼吸状態の異常の有無や、コネクタ-接続部からの空気の漏れ、人工呼吸器回路の異常等について確認できているか。	
	27 吸引物及び実地研修協力者の状態を観察する	吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態などについて観察できているか。呼吸状態および気管カニューレや固定状態等の観察項目を把握しているか。観察もれはないか。	
	28 実地研修協力者の吸引前の状態と吸引後の状態変化を観察する	吸引前の状態と比較して観察しているか。	
	29 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないかを観察する（経鼻経管栄養実施者のみ）		
	30 手洗いをする	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。	
	STEP6： 報告	31 吸引物及び実地研修協力者の状態を報告する	研修講師に、吸引した物の量・性状、顔色・呼吸の状態、全身状態、鼻腔からの出血、異常の有無などについて報告できているか。
		32 吸引後に経鼻経管栄養チューブが口腔内に出てきていないことを報告する（経鼻経管栄養実施者のみ）	
		33 人工呼吸器が正常に作動していることを報告する	
		34 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていないか。
STEP7： 片付け	35 吸引びんの排液量が70%～80%になる前に排液を捨てる	吸引びんの廃液量の確認が行えているか。廃液量の交換の必要性を判断できているか。	
	36 使用物品を速やかに後片付けまたは交換する	事故防止、故障予防のために速やかに片づけているか。使用物品の交換が適切な方法で行えているか。	
STEP8： 記録	37 実施記録を記載する	記載事項を把握しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていないか。	

* 気管カニューレ内部からの吸引については、特に清潔の遵守が必要。気管カニューレの長さ以上に挿入しない。確実な呼吸器の装着・確認をする。

評価項目：胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

実施手順	評価項目	評価の視点
STEP4： 準備	1 医師の指示等の確認を行う	注入物・注入量・注入時間・留意点等の確認ができていますか。
	2 手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。手洗い方法が守られているか。
	3 必要な物品を準備する	必要部品が準備できているか。使用物品の状況を観察し、劣化、漏れ、汚染状況を観察しているか。
	4 指示された栄養剤（流動食）の種類・量・時間を確認する	氏名・経管栄養剤の内容と量・有効期限・注入開始時間・注入時間を確認できているか。
	5 経管栄養の注入準備を行う	栄養剤は本人のものであることを確認しているか。栄養剤を適温にできているか。栄養点滴チューブ内の空気を排除し準備しているか。イルリガートル（ボトル）のふたは確実に閉めているか。
	6 準備した栄養剤（流動食）を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	栄養剤が本人のものであることを確認できているか。
STEP5： 実施	7 実地研修協力者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明する	意識レベルの低い場合でも、実地研修協力者に処置の説明を行っているか。
	8 注入する栄養剤（流動食）が実地研修協力者本人のものであるかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する	栄養剤が実地研修協力者本人のものであるか確認できているか。適切な体位をとれているか。接続部より50cm以上高い所にイルリガートル（ボトル）の液面があるか。
	9 経管栄養チューブに不具合がないか確認し、確実に接続する	経管栄養チューブが、ねじれたり折れたりしていないか、固定が外れていないかを確認しているか。外れないように接続できているか。
	10 注入を開始し、注入直後の様子を観察する	実地研修協力者の状態に異常がないか確認しているか。滴下速度は指示されたとおりであるか。
	11 注入中の表情や状態を定期的に観察する	全身状態の観察ができていますか。むせこみ、表情の変化などの観察を行っているか。
	12 注入中の実地研修協力者の体位を観察する	適切な体位を維持できているか。
	13 注入物の滴下の状態を観察する	注入物の滴下が適切かどうか、観察できているか。
	14 挿入部からの栄養剤（流動食）のもれを確認する。	挿入部の異常の有無（もれの兆候等）を確認しているかどうか。
	15 注入中に実地研修協力者の状態を観察する	注入中に実地研修協力者が気分不快、腹部ぼう満感、おう気・おう吐などを訴えていないかを確認できているか。異常を発見した場合は研修講師に連絡し、対応できているか。
	16 注入終了後は白湯を注入し、状態を観察する	注入終了後に、白湯を注入しているか。実地研修協力者の状態を観察しているか。
17 クレンメを閉め、経管栄養チューブの接続を外し、半坐位の状態を保つ	クレンメを確実に閉め、接続を外す際は、チューブを抜かないように注意しているか。半坐位の状態を保持しているか。	
STEP6： 報告	18 注入後、実地研修協力者の状態を観察し、報告する	研修講師に、腹部ぼう満感、おう気・おう吐・腹痛、呼吸困難や表情の変化など観察し、報告ができていますか。
	19 体位交換が必要な実地研修協力者に対しては、異常が無ければ体位交換を再開する	おう吐を誘発する可能性もあり、観察し報告できているか。
	20 ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7： 片付け	21 環境を汚染させないように使用物品を速やかに後片付けする	使用物品は決められた方法で洗浄・消毒を行っているか。環境を汚染していないか。
STEP8： 記録	22 実施記録を記載する	実施時刻、栄養剤（流動食）の種類、量等について記録しているか。記載もれはないか。適切な内容の記載ができていますか。

評価項目：経鼻経管栄養

実施手順	評価項目	評価の視点	
STEP4： 準備	1	医師の指示等の確認を行う	注入物・注入量・注入時間・留意点等の確認ができていますか。
	2	手洗いをを行う	石鹸と流水またはすりこみ式のアルコール製剤により手指を清潔にしているか。 手洗い方法が守られているか。
	3	必要な物品を準備する	必要部品が準備できているか。 使用物品の状況を観察し、劣化、漏れ、汚染状況を観察しているか。
	4	指示された栄養剤（流動食）の種類・量・時間を確認する	氏名・経管栄養剤の内容と量・有効期限・注入開始時間・注入時間を確認できているか。
	5	経管栄養の注入準備を行う	栄養剤は本人のものであることを確認しているか。 栄養剤を適温にできているか。 栄養点滴チューブ内の空気を排除し準備しているか。 イルリガートル（ボトル）のふたは確実に閉めているか。
	6	準備した栄養剤（流動食）を実地研修協力者（演習の場合は演習シミュレーター）のもとに運ぶ	栄養剤が本人のものであることを確認できているか。
STEP5： 実施	7	実地研修協力者に本人確認を行い、経管栄養の実施について説明する	意識レベルの低い場合でも、実地研修協力者に処置の説明を行っているか。
	8	注入する栄養剤（流動食）が実地研修協力者本人のものであるかを確認し、適切な体位をとり、環境を整備する	栄養剤が実地研修協力者本人のものであるか確認できているか。 適切な体位をとれているか。 接続部より50cm以上高い所にイルリガートル（ボトル）の液面があるか。
	9	経管栄養チューブに不具合がないかを確認し、確実に接続する	経管栄養チューブが、ねじれたり折れたりしていないか、固定が外れていないかを確認しているか。 外れないように接続できているか。
	10	注入を開始し、注入直後の様子を観察する	実地研修協力者の状態に異常がないか確認しているか。 滴下速度は指示されたとおりであるか。
	11	注入中の表情や状態を定期的に観察する	全身状態の観察ができていますか。 むせこみ、表情の変化などの観察を行っているか。
	12	注入中の実地研修協力者の体位を観察する	適切な体位を維持できているか。
	13	注入物の滴下の状態を観察する	注入物の滴下が適切かどうか、観察できているか。
	14	注入中に実地研修協力者の状態を観察する	注入中に実地研修協力者が気分不快、腹部ぼう満感、おう気・おう吐などを訴えていないかを確認できているか。 異常を発見した場合は研修講師に連絡し、対応できているか。
	15	注入終了後は白湯を注入し、状態を観察する	注入終了後に、白湯を注入しているか。 実地研修協力者の状態を観察しているか。
	16	クレンメを閉め、経管栄養チューブの接続を外し、半坐位の状態を保つ	クレンメを確実に閉め、接続を外す際は、チューブを抜かないように注意しているか。 半坐位の状態を保持しているか。
STEP6： 報告	17	注入後、実地研修協力者の状態を観察し、報告する	研修講師に、腹部ぼう満感、おう気・おう吐・腹痛、呼吸困難や表情の変化など観察し、報告ができていますか。
	18	体位交換が必要な実地研修協力者に対しては、異常が無ければ体位変換を再開する	おう吐を誘発する可能性もあり、観察し報告できているか。
	19	ヒヤリハット・アクシデントの報告をする（該当する場合のみ）	手順のミスや対象者のいつもと違った変化について、正確に報告ができていますか。
STEP7： 片付け	20	環境を汚染させないように使用物品を速やかに後片付けする	使用物品は決められた方法で洗浄・消毒を行っているか。 環境を汚染していないか。
STEP8： 記録	21	実施記録を記載する	実施時刻、栄養剤（流動食）の種類、量等について記録しているか。 記載もれはないか。 適切な内容の記載ができていますか。

青森県喀痰吸引等業務の登録申請等に関する要綱（事業者関係）

（趣旨）

第1条 この要綱は、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。）、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。）、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。）に定めるもののほか、喀痰吸引等業務事業者の登録申請等に関し必要な事項を定める。

（登録の申請及び登録）

第2条 喀痰吸引等業務の登録を受けようとする者は、法第48条の3第2項（法附則第27条第2項において準用する場合を含む。）及び省令第26条の2第1項（省令附則第16条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書」（第6-1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の登録の申請をした者が法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4各号のいずれにも該当しないときは、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録簿」に登録し、登録した旨を申請者に通知する。

（登録の更新）

第3条 登録を受けた事業者は、実施する喀痰吸引等の行為を追加する場合は、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録更新申請書」（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（登録の変更等）

第4条 登録を受けた事業者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第4号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録を受けた事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、遅滞なく「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞届出書」（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

（実地研修の実施等）

第5条 法第48条の3の規定により登録を受けようとする者は、指導看護師等名簿（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録喀痰吸引等事業者が省令第26条の3第2項第2号の規定による実地研修を行った場合は、省令第26条の3第2項第2号イの審査により実地研修において修得すべき知識及び技能を修得したと認められる介護福祉士に実地研修修了証（第11号様式）を交付しなければならない。

3 前項の規定による実地研修を行った事業者は、毎年6月末及び12月末までの間の実地研修修了証の交付の状況について、当該月の翌月10日までに実地研修修了者管理簿（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

（公示）

第6条 知事は、次に掲げる場合には、法第48条の8の規定に基づき、その旨を公示する。

一 登録をしたとき。

二 法第48条の6第1項の規定による届出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき。

三 法第48条の6第2項の規定による届出があったとき。

四 法第48条の7の規定により登録を取り消し、又は喀痰吸引等業務の停止を命じたとき。

2 前項の公示は、青森県報に掲示して行う。

附 則

この要綱は、平成24年2月22日から施行する。

この要綱は、平成29年7月31日から施行する。

この要綱は、令和4年10月26日から施行する。

(参考) 様式一覧

喀痰吸引等業務事業者の登録申請等に係る様式一覧

第2条関係 登録申請関係様式	
6-1	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書
6-2	介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿
6-3	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書
6-4	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類
第3条関係 登録の更新様式	
7	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書
第4条関係 登録変更等様式	
8	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書
9	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書
第5条関係 実地研修等様式	
10	指導看護師等名簿
11	実地研修修了証
12	実地研修修了者管理簿
登録簿	
	登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿